

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月7日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

記

1 工事の概要等

- (1) 工事名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事
- (2) 工事場所 灘公共職業安定所
神戸市灘区大内通5-2-2
- (3) 工事概要 中央監視装置のハードウェアおよびソフトウェアの更新工事
- (4) 工事種目 電気工事／機械設備工事
- (5) 履行期限 令和8年3月25日（水）
工事完成期限は、原則契約工期の14日前（令和8年3月11日（水））まで。
履行期限は、完成検査、検査後の手直し、完成図書提出等全てが完了する日。
- (6) 資料 営繕工事特記仕様書のとおり
- (7) 入札方式 電子調達システム（電子調達システムによりがたいものは、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に代えるものとする。詳細は入札説明書による。）

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、近畿地域「電気工事」又は「機械器具設置工事」にて「A」又は「B」等級の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。もしくは、技術士試験 機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）又は機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）の合格者、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が上記（当項目内）資格と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ただし、一定の金額を超える場合は、

- ・ 配置技術者は監理技術者
- ・ 資格は監理技術者となりうる資格
- ・ 技術者は現場専任

となることに留意すること。

イ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- (4) 近畿地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年6月10日付け会発第417号（平成29年2月16日一部改正））に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は、入札説明書による。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (11) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
 - ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (12) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約及び入札仕様書に係る問い合わせ先

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 奥田

電話：078-367-9176

電子メール：okuda-shinya.dq1@hlw.go.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

入札説明書を3（1）の場所（閉庁日を除く）又は兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。
交付期間は別表－1のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、兵庫労働局ウェブページ上で入手ができない入札参加希望者に対しては、郵送により電子データを出力したものを交付するので、3（1）にその旨連絡のうえ返信用の封筒（送付先の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った

封筒、「不足料金受取人払」と記載しておくこと。）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、別表－１のとおり。

(3) 申請書及び資料の提出方法、受付期限及び受付場所

ア 申請書及び資料は電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式による場合は、次の受付期限までに受付場所に郵送（書留郵便等、記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

なお、申請書及び資料が３MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

(ア) 電子調達システム及び郵送等による受付期限：別表－１のとおり。

(イ) 受付場所：３（１）の担当部局に同じ。

イ 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－１のとおり。

電子調達システムにより提出すること。ただし紙入札方式による場合は３（１）まで郵送（書留郵便等、記録が残るものに限る）すること。

イ 開札は別表－１のとおり。

なお、落札決定の日が開札の当日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定している。

4 入札方法

入札金額は総価を記入すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その

者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(8) 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も、上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。

別表－ 1

本工事における手続き期間等

電子調達システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで
就業時間 8時30分から17時15分まで

項目	期間等	掲載箇所
入札説明書等の交付	【交付期間】 <u>令和7年7月7日（月）から令和7年7月25日（金）まで</u> 【交付場所】 兵庫労働局ホームページ＞調達・売払情報＞入札情報からダウンロード、又は3（1）の担当部局	3（2）
申請書及び資料の受付	【申請書及び資料の受付期間】 <u>令和7年7月7日（月）から令和7年7月25日（金）まで</u> ※電子調達システムの場合は、電子調達システムの受付時間内、電子調達システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は17時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。	3（3）
入札の締切（入札書の提出期限）	<u>令和7年7月28日（月）17時00分</u>	3（4）
開札	【日時】 <u>令和7年7月29日（火）14時30分</u> 【場所】 <u>兵庫労働局 総務部総務課会議室</u> 神戸市中央区東川崎町1－1－3 神戸クリスタルタワー14階	

入 札 説 明 書

灘公共職業安定所中央監視装置更新工事

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 奥田 宛

電子メール:okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：「灘公共職業安定所中央監視装置更新工事」契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

兵庫労働局の「灘公共職業安定所中央監視装置更新工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年7月7日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

3 工事の概要等

(1) 工事名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事

(2) 工事場所 灘公共職業安定所

神戸市灘区大内通5-2-2

(3) 工事内容 別冊営繕工事特記仕様書のとおり

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和8年3月25日（水）

工事完成期限は、原則令和8年3月11日（水）まで。

履行期限は、完成検査、検査後の手直し、完成図書提出等全てが完了する日。

(5) 資料 営繕工事特記仕様書のとおり

(6) 本工事は申請書及び資料の提出、入札を電子調達システムで行う対象工事である。

ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より、電子調達システムによりがたいものは、発注者に申し出た場合に限り紙入札に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。

提出方法：「電子調達案件の紙入札方式での参加について」（その他様式1）を、原則、郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。以下「郵送等」という。）するものとする。

提出先：兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 奥田

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

電話：078-367-9176

電子メール：okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

受付期間：別表-1のとおり。

イ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の様式を発注者へ提出したことを前提に行われるものである。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、近畿地域「電気工事」又は「機械器具設置工事」にて「A」又は「B」等級の競争参加資格を有する者。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。

ア 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。もしくは、技術士試験 機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）又は機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く）の合格者、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣若しくは建設大臣が上記（当項目内）資格と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ただし、一定の金額を超える場合は、

- ・配置技術者は監理技術者
- ・資格は監理技術者となりうる資格
- ・技術者は現場専任

となることに留意すること。

イ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

なお、上記項目は、建設業法で定める監理技術者、主任技術者等を配置し、工事施工の技術的な管理を担保するために設定しており、法令に基づく適正な施工が確保されることが前提となる。このため、主任技術者又は監理技術者を配置すべき工事に応じて資格要件が異なること。

- (4) 近畿地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年6月10日付け会発第417号（平成29年2月16日一部改正））に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請

負契約の履行が不誠実でないこと。

(10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(11) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合にはこの限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(12) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

5 入札手続における担当部局

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F
兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 奥田
電話：078-367-9176
電子メール：okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

6 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4（2）の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4（1）及び（3）から（12）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書は、別記様式－1により作成すること。

なお、競争参加資格の確認は、審査基準日をもって行うものとする。

(3) 配置予定技術者の資格等資料は次に従い作成すること。

4（3）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の主任（監理）技術者の資格等を証明する書類として資格者証の写しを提出すること。

なお、申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、その場合各候補技術者とも競争参加資格の要件を満たしていること。

また、配置予定の主任（監理）技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類として以下の書類の写しを提出すること。

- ・ 監理技術者資格者証
- ・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・ 所属会社の雇用証明書
- ・ 有効期限前の健康保険被保険者証
- ・ 上記に準ずる資料

7 申請書及び資料の提出方法

（1）6により作成した申請書に、次の資料を添付し提出すること。

- ア 資格審査結果通知書の写し
- イ 競争参加資格等に係る申立書（その他様式4）
- ウ 誓約書（その他様式5）
- エ 役員等名簿（その他様式6）

（2）申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

ア 受付期限

電子調達システムにより提出する場合及び紙入札方式による場合は別表－1のとおり。

イ 受付場所

5に同じ。

ウ 提出方法

申請書及び資料は、電子調達システムで提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、上記イに申請書及び資料を郵送等により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

電子調達システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

エ 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は以下に留意すること。

（ア）配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

- ・ Microsoft Word (Word2010 形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2010 形式以下のもの)
- ・ PDF ファイル

(イ) 複数の申請書及び資料は、1つのファイルにまとめ、2つ以上のファイルは認めない。ファイル容量の合計は3MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書及び資料は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書及び資料のすべてを、申請書及び資料の提出期限の17時00分必着で郵送等により提出すること。

郵送等の送付先は、5の受付場所と同じとする。

郵送等で申請書及び資料を提出した場合は、電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式－2）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要とする。

- ・ 郵送等により提出する旨の明示
- ・ 郵送等により提出する書類の目録
- ・ 郵送等により提出する書類の頁数
- ・ 発送年月日

表紙の押印については、電子調達システムによる提出及び郵送等による提出とも不要とする。

(3) 競争参加資格の結果は別表－1の日までに電子調達システムで通知する。（ただし、書面により申請した場合は、メールで通知する。）

(4) その他

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 提出された申請書及び資料が入札説明書で求めた要件と異なる場合又は不備等がある場合は、その項目について評価しないことがある。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 受付期間

別表－1のとおり。

イ 受付場所

5に同じ。

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは別表－1の日までに説明を求めた者に対し、電子メールにより回答する。

(3) 支出負担行為担当官が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（その他様式7）により提出するものとする。

ア 提出方法

電子メールにより提出すること。

イ 受領期間及び回答日

以下の区切りにより質問を受付け、また回答する。

- ・ 申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
- ・ 申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。
- ・ 図面・仕様書等に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
- ・ 図面・仕様書等に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。

ウ 受付場所

5に同じ。

(2) 質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

10 入札、開札の日時及び場所等

(1) 別表－1のとおり。

なお、落札決定の日が開札の当日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）を予定している。

11 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合、入札書を郵送（書留等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）等により提出することもできる。但し、電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

紙入札方式による場合、提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、5の担当者あて電話で受領確認をすること。

紙入札方式による場合、「入札書（紙入札方式）」（その他様式2）を使用することとし、任意の封筒に入れ封緘すること。

封皮には、**黒書**にて氏名（法人の場合はその名称）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官殿と記載）、**朱書**にて「令和7年7月29日開札 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事 入札書在中」と記載すること。

- （2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （3）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- （4）入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届（その他様式3）を速やかに提出すること。

12 落札決定の方法

最低価格落札方式とする。

- （1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払の原因となる契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- （2）上記において、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

13 入札保証金及び契約保証金

- （1）入札保証金 免除
- （2）契約保証金 免除

14 工事費内訳書の提出

- （1）第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、当該工事費内訳書を入札書に同封すること。

(2) 工事費内訳書の様式は別記様式－3に準じたものとする。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

・Microsoft Excel (Excel2010 形式以下のもの)

なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送等により提出すること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

(3) 入札参加者は記名した工事費内訳書を提出しなければならない、支出負担行為担当官(補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (イ) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (ウ) 他の工事の内訳書である場合
- (エ) 白紙である場合
- (オ) 内訳書が特定できない場合
- (カ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- (ア) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

- (ア) 発注者名に誤りがある場合
- (イ) 発注案件名に誤りがある場合
- (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
- (エ) 内訳書の合計金額(工事価格)が入札価格と大幅に異なる場合

オ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 可能な限り、現地確認の上で内訳書等を作成すること。

15 開札

(1) 電子調達システムによる入札

電子調達システムにより入札を行う場合は、入札者による立合いは不要であるが、

入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(2) 紙による入札

紙による入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

また、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目入札書であるかを必ず明記すること。

16 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

18 支払い条件

本工事の支払条件は下記のとおりとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無

19 本発注工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本発注工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

20 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子メールにより、兵庫労働局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子メールにより回答する。

21 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

22 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

- ①調達ポータルURL <https://www.p-portal.go.jp/>
- ②調達ポータルヘルプデスクTEL 0570 - 000 - 683 (ナビダイヤル)
03 - 4332 - 7803 (IP電話等の場合)

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫労働局総務部総務課会計第四係まで連絡すること。

- (5) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- (6) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。
- (7) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (8) 本件入札において提出した資料等については、「情報公開法」による開示等の対象となる場合がある。

また、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付 財計第2017号）」に基づく競争入札に係る情報（落札者名、業務委託料等）の公表を兵庫労働局ウェブページにて行う。

- (9) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

本工事における手続き期間等

項目	期間等	掲載箇所
入札説明書等の交付	【交付期間】 令和7年7月7日（月）から令和7年7月25日（金）まで 【交付場所】 兵庫労働局ホームページ＞調達・売払情報＞入札情報からダウンロード、又は5の担当部局。	3（6）
申請書及び資料の受付	【申請書及び資料の受付期間】 令和7年7月7日（月）から令和7年7月25日（金）まで 入札公告日：令和7年7月 7日（月） 審査基準日：令和7年7月25日（金） ※電子調達システムの場合は電子調達システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。（以下の項目も同じ。） 【提出書類】 ☐ 1 競争参加資格確認申請書（別記様式－1） ☐ 2 主任又は監理技術者の資格等証明書類（資格者証の写し） ☐ 3 主任又は監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する書類 ☐ 4 資格審査結果通知書の写し ☐ 5 競争参加資格等に係る申立書（その他様式4） ☐ 6 誓約書（その他様式5） ☐ 7 役員等名簿（その他様式6） ※個人の場合は不要。 【競争参加資格の結果通知期限】 令和7年7月25日（金）	7（2） 7（3）
競争参加資格がないと認めた者に対する対応	【理由説明の受付期間】 令和7年7月7日（月）から令和7年7月25日（金）まで 【回答期限】 令和7年7月28日（月）	8

申請書及び資料の提出に対する質問	【申請に関する質問の受付期間】 令和7年7月7日（月）から令和7年7月14日（月）まで 【回答期限】 令和7年7月18日（金）	9
図面・仕様書等に対する質問	【仕様等に関する質問の受付期間】 令和7年7月7日（月）から令和7年7月14日（月）まで 【回答期限】 令和7年7月18日（金）	9
入札書の提出	【入札書の提出期間】 <u>令和7年7月7日（月）から令和7年7月28日（月）まで</u>	10
開札	【日時】 <u>令和7年7月29日（水） 14時30分</u> 【場所】 <u>兵庫労働局 総務部総務課会議室</u> 神戸市中央区東川崎町1－1－3 神戸クリスタルタワー14階	

◎様式等

- ・（別記様式－１） 競争参加資格確認申請書（電子、紙共通）
- ・（別記様式－２） （競争参加資格確認資料を郵送にて提出する場合の様式）
- ・（別記様式－３） 工事費内訳書（記載例）
- ・（その他様式１） 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・（その他様式２） 入札書（紙入札方式）
- ・（その他様式３） 辞退届
- ・（その他様式４） 競争参加資格等に係る申立書
- ・（その他様式５） 誓約書
- ・（その他様式６） 役員等名簿
- ・（その他様式７） 質問書

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

代表者 住所

商号又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付けで公告のありました灘公共職業安定所中央監視装置更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、競争参加資格確認申請時における提出書類を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

※問い合わせ先

担当者氏名

所属部所

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

注）提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。

（頁の例：１／〇〇～〇〇／〇〇）

[P〇／〇]

(別記様式－２)

(用紙A４)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

〇〇建設（株）、〇〇JV

代表者 住所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名

灘公共職業安定所中央監視装置更新工事の競争参加資格確認資料は容量を超えたため郵送にて提出します。なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１．問い合わせ先

担当者：〇〇 〇〇

部署：〇〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号：(代) 〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

F A X：〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

２．郵送する書類の目録

【参考】

(1) 別記様式－１ 競争参加資格確認申請書 P 1 / 〇〇

(2) 主任（監理）技術者の資格資格者証 P 〇〇 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇

(3)

３．郵送する書類の頁数

全〇〇頁

４．発送年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

[P〇 / 〇]

(別記様式－３)

(様式Ａ４)

1. 工事費内訳書は、第１回の入札に際し提出を求めるものである。
2. 工事費内訳書は、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者及び工事名を記載するとともに、押印(電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合は除く)したものとする。
3. 工事費内訳書は、申請様式(別記様式－３：工事費内訳書.xls(x))に準じて作成すること。
4. 工事費内訳書は、入札時積算数量書(以下、「数量書」という。)の「工事内訳」、「直接工事費種目別内訳書」、「直接工事費 科目別内訳書」、「直接工事費 中科目別内訳書」及び「直接工事費 細目別内訳」に相当する内容のものに、単価及び金額を記載して提出すること。
5. 工事費内訳書の名称、摘要、数量、単位は、「数量書」と必ずしも一致する必要はなく、入札参加者が独自に算定した数量等を用いることができる。
6. 「工事内訳」の直接工事費、共通費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び工事価格は可能な限り記載すること。
7. 「数量書」の「直接工事費 別紙明細」、「共通仮設費 細目別内訳」、「現場管理費 細目別内訳」及び「一般管理費等 細目別内訳」に相当するものは提出しなくてもよい。
8. 以下は、工事費内訳書の記載例である。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

住所

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇番

商号又は名称

〇〇建設株式会社

代表者氏名

代表取締役社長 〇〇〇〇

工 事 費 内 訳 書

工事名：〇〇〇〇〇〇建築改修工事

工事内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	
共通費				
共通仮設費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
現場管理費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費等	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	
工事価格	1	式	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
II. 囲障	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
III. 構内舗装	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 科目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎				
1. 直接仮設	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
2. 土工	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
3. 地業	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
4. 鉄筋	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 中科目別内訳

科 目 名 称	中科目名称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
土工		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
地業	地業	1	式	〇〇,〇〇〇	
地業	場所打ちコンクリート杭	1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	

直接工事費 細目別内訳

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
4. 鉄筋						
異形鉄筋	SD295A, D10	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD295A, D13	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D22	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D25	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
鉄筋加工組立		〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
計					〇〇,〇〇〇	

(その他様式1)

電子調達案件の紙入札方式での参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 件 名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

3. 電子調達システムへの対応予定時期

(その他様式2)

入 札 書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

住 所

事 業 所 名

代表者役職氏名

又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり提出します。

件 名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事

入札金額 (総価格)

(消費税および地方消費税は含まない)

電子くじ番号

(3ケタ)

--	--	--

※契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て)とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ)を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥(エンマーク)を、末尾には、－(ピリオドハイフン)を記載すること。

※電子くじ番号は、3ケタの数字を記入すること。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けられないものとする。

(その他様式3)

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

所在地

事業所名

代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事

(その他様式4)

競争参加資格等に係る申立書

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込み也没有ありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

(その他様式5)

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記1から3までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿（その他様式6）を添付すること。

(その他様式6)

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。
個人の場合は、本様式の提出は要しない。

(その他様式7)

質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎 殿

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件 名	灘公共職業安定所中央監視装置更新工事
質問事項	(質問事項を具体的に記入する)

※ 任意の様式でも可能。

工事請負契約書

令和 7 年度

兵庫労働局

工事請負契約書

- 1 工 事 名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事
- 2 工 事 場 所 灘公共職業安定所
神戸市灘区大内通5-2-2
- 3 工 期 令和7年 月 日から
令和8年3月25日まで
- 4 請負代金額 .一¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥ .一
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階

氏 名 支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 板松 一郎

受注者

所在地

氏 名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 削除

二 削除

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以

下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その官職又は氏名を受注者に通知しなければな

らない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
 - 二 専任主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は建設業法第26条第2項に規定する工事に該当する場合は、専任監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。ただし、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。）を専任で置く場合は、専任の者でなくてもよい。）
 - 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同

じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 削除

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合

が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又

は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注

者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場

合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 3 2 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 3 3 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 3 4 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的

物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 削除
- 4 削除
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは（10分の6））を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を

変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 削除

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

- 第 4 4 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

- 第 4 5 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

- 第 4 6 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 48 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 削除

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 削除

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明かであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はお返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及

び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相应する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年

法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害

の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第58条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

- 第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行う

ことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(補 則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

営繕工事特記仕様書

I 工事概要

- 1 工事名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事
- 2 工事場所
 - (1) 名 称 灘公共職業安定所
 - (2) 所在地 神戸市灘区大内通 5－2－2
- 3 工事種目 電気工事／機械設備工事
- 4 履行期限 令和 8 年 3 月 2 5 日（水）
 - (1) 工事完成期限は、原則契約工期の 1 4 日前（令和 7 年 3 月 1 1 日（水））まで。
 - (2) 履行期限は、完成検査、検査後の手直し、完成図書提出等全てが完了する日。
- 5 引き渡し期限 令和 8 年 3 月 2 5 日（水）

II 工事内容に係る特記事項

1 工事内容

灘公共職業安定所に設置されている中央監視装置（ハードウェアおよびソフトウェア）を更新すること。更新部品等については「設計図」及び「工事費内訳書」の通り。

2 工事担当者

- (1) 兵庫労働局（工事全体に関すること）

総務部総務課会計第四係 奥田

電話：078-367-9176 メール：okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

- (2) 灘公共職業安定所（施設管理、現地調整に関すること）

庶務課 島田、柴田

電話：078-861-7986

3 工事における留意事項

- (1) 周辺住民・来庁者への配慮

業務運営をしながら工事を実施することとなるため、周辺住民及び来庁者・職員等に危害を与えないように十分留意すること。また、周辺住民への周知や交通整理等が必要な場合は実施すること。

- (2) 資材置き場、駐車場等

資材置き場や駐車場は現地担当者と調整すること。

- (3) 工事期間

I-4 のとおり履行期限を定めているが、資材等の調達期間を踏まえた履行期限のため、可能な限り早急に工事等を完成させることが望ましい。

(4) 作業日時

作業時間について、開庁日は9時から17時までを原則とし、閉庁日は別途協議のうえ決定する。実施にあたっては、2(2) 担当者と日程、時間等十分打合せを行った上で施工すること。庁舎管理のため工事開始時及び終了時には必ず現地担当者に報告すること。

平日施工は可能であるが、来庁者、職員の妨げにならないよう十分に配慮すること。なお、騒音・粉塵等により業務に支障をきたす可能性がある場合は、原則として閉庁日に施工すること。なお、土日祝祭日であっても作業内容によっては法令等で施工が制限される場合があるため、関係法令に十分留意すること。

(5) 養生・移設等

工事により庁舎内設備や物品等が破損又は故障する恐れがある場合は、養生・移設等を十分に行い、対策を講じること。

移設（復旧作業を含む）については、別途協議によることとするが、システム機器、行政文書等は施設職員が行い、什器類（固定家具等を除く）は請負事業者が行うことを基本とする。

(6) 光熱水料

本工事に必要な工事用電力及び工事用水は大量に使用することが無い限り無償とする。使用量の多寡は別途協議によるが、大量に使用する可能性がある場合は、請負事業者による有料利用となるため、必要に応じて仮設メーターの設置、充電式工具の使用を依頼する場合がある。

(7) 現場事務所、仮設トイレ

現場事務所、仮設トイレは設けない。

トイレは、庁舎内の指定された場所を利用すること。但し、足跡など工事が原因で汚れたと認められる部分は清掃を行うこと。

(8) 工事費用の積算について

原則として、工事費用の増額は認めない。工事に必要な費用を工事費内訳書に全て含めること。

石綿事前調査が必要な場合は、当費用（調査費用及び関係機関への報告費用等）も含めること。

(9) その他

撤去及び処分については、関係法令を遵守し適正に行うこと。

上記に記載のない事項及び施工方法は、共通仕様書及びメーカー標準仕様に準じる。

Ⅲ 契約に関する留意事項

- (1) 請求書の宛名は「官署支出官 兵庫労働局長」とすること。
- (2) 請求書には受注者の社名及び代表者の職名並びに氏名を記載すること。
- (3) 契約事業者への支払いは、適法な請求書を受理した日から40日以内に対価を支払うものとし、支払方法は契約事業者が指定する金融機関口座への振り込みとする。
- (4) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (5) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

IV 提出書類

本件契約は、現場での施工完了だけでなく、下記の書類が全て提出されてはじめて履行完了となる。

- (1) 契約締結後14日以内に提出すべきもの

- 工事着手届（別紙様式1）
■工程表（契約書第3条）
■現場代理人等通知書（契約書第10条）

- (2) 施工完了後、速やかに提出すべきもの

(設計図書では完成図の提出部数を4部としているが、部数は次による。)

- | | | |
|----------------|----------------------------------|-----------------------|
| ■ 工事完成届（別紙様式2） | | |
| ■ 完成図 | p d f データ | 1 部 |
| □ 施工計画書 | A 4 ファイル綴じ | 1 部 |
| ■ 保全に関する資料 | A 4 ファイル綴じ | 2 部（1 部は写しでよい） |
| ■ 工事写真 | A 4 ファイル綴じ | 1 部 |
| | 原版はフルカラー | 大きさ 35mm 以上 400 万画素以上 |
| | 現場ごとに、着工前、工事中、完成時 | 枚数は適宜とする |
| □ 打合せ記録 | A 4 ファイル綴じ | 1 部 |
| ■ 成果物 | A 4 ファイル綴じ | 1 部 |
| ・ | 火災保険、建設業保険、労働保険等に参加済みであることが分かる書類 | |
| ・ | 施工体制台帳、施工体系図、下請負人契約書 | |
| ・ | 材料搬入報告書、出荷証明書 | |
| ・ | 産業廃棄物契約書書類（マニフェストE票まで） | |

- (3) その他

設計図書で指定する、品質証明等の監督職員の承諾を受けるべき資料又は書類

V 一般事項

1 施工基準

当該営繕工事の施工に関し、本営繕工事仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の次の書類による。

公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

2 優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の（１）から（５）までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、公共建築（改修）工事標準仕様書 1.1.8 による。

（１）質問回答書（（２）から（５）までに対するもの）

（２）現場説明書

（３）特記仕様書

（４）別冊の図面

（５）改修標準仕様書

3 疑 義

当該工事に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上その指示に従うこと。

4 申請手続

当該営繕工事に必要な関係官庁への確認、申請手続きは、その費用も含め、受注者の負担とし、速やかに行なうこと。

5 産業廃棄物に関する事項

（１）関係法令の遵守

産業廃棄物の運搬・処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同法施行規則の一部を改正する省令」、「兵庫県産廃物の処理及び清掃に関する法律施行細則」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」を遵守すること。

（２）処理費用等

産業廃棄物の運搬・処理に要する全ての費用は、関連する単価の事項に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

6 保安に対する事項

（１）安全組織体制の確立

請負者は、工事を安全に遂行するために必要な組織体制を確立し、作業員の安全教育の徹底、作業標準の作成等を行い、作業の安全に万全を期さなければならない。

(2) 工事車両の安全運行

請負者は、工事車両の運行に際して、車両制限令、道路交通法等の関連法令を遵守し、一般車両の走行に支障を来たさないようにすること。工事車両の移動は、保安要員による安全確認を徹底すること。

また、請負者は、事故発生を未然に防ぐよう、工事車両の安全運行について、運転手に対して日常の管理・指導を徹底するとともに、自ら安全運行に関する業務を総括指揮しなければならない。

7 環境保全に関する事項

(1) 請負者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」及び「兵庫県公害防止条例」に基づき、すべての作業において騒音・振動の低減に努めなければならない。

(2) 大気汚染防止法が改正され、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されたことに留意すること。以下、一部抜粋。

- ・工事開始前の石綿の有無の調査（令和3年4月1日施行）
- ・石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等へ報告する必要（令和4年4月1日施行）
- ・事前調査や分析調査は、要件を満たすものが実施する必要（令和5年10月1日施行）

(3) 大気汚染防止法のほか、労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定、建築基準法における規定、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律における規定など、これらの関係法令に基づき適正に作業を行うこと。

8 その他共通事項

(1) 工程、施工方法、施工日時は監督員と十分に協議を行うこと。また、工事概要の標示、近隣説明を行い、周辺住民の理解、協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じ保安要員、警備員等を配置し、安全の確保に努めることとする。

(2) 本工事の施工に際し、既存施設等に障害、支障を及ぼすおそれがある場合は、事前に十分な養生、保護を行うものとし、万一、障害、支障を与えた場合は、速やかに監督員に報告を、請負者の責任において復旧するものとする。

(3) 本工事の施工に際し、入居者及び周辺住民への危害、騒音、振動、濁水、粉塵、交通障害等トラブルが生じないよう努め、工事進捗に支障なきように配慮するものとする。また、苦情、クレーム、要望等を受けた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従うものとする。

- (4) 請負者は、工事の便宜上近隣の土地、施設の一時利用等を行う場合は、監督員の承諾を得た後、請負者の負担により行うものとする。
- (5) 本工事に使用する工法、材料、製品等は特記されたもの及び同類同等以上のものと監督員が認めたもの以外は使用してはならない。
- (6) 請負者は、近隣事情、天候等により、工程、施工方法、施工日時等の変更が適切であると判断した場合、説明図書を監督員に提出の上、監督員の承諾を得た場合に限り、工程、施工方法、施工日時等を変更することができる。
- (7) 請負者は、本工事の施工に際し、墜落防止措置、土止支保工の設置、保護具の着用等、労働安全関連法令を遵守すること。
- (8) 付属品・予備品については完成引渡し時にリストと共に提出すること（製造者の標準一式とする）。
- (9) 契約の相手方は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約の相手方の決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

工 事 着 手 届

1 工 事 名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事

2 工 事 場 所

(1) 名 称 灘公共職業安定所

(2) 所在地 神戸市灘区大内通 5－2－2

上記工事は、令和 年 月 日に着手しました。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

工事請負者

所 在 地

名 称

代表者氏名

工 事 完 成 届

1 工 事 名 灘公共職業安定所中央監視装置更新工事

2 工 事 場 所

(1) 名 称 灘公共職業安定所

(2) 所在地 神戸市灘区大内通 5 - 2 - 2

上記工事は、令和 年 月 日に完成しました。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

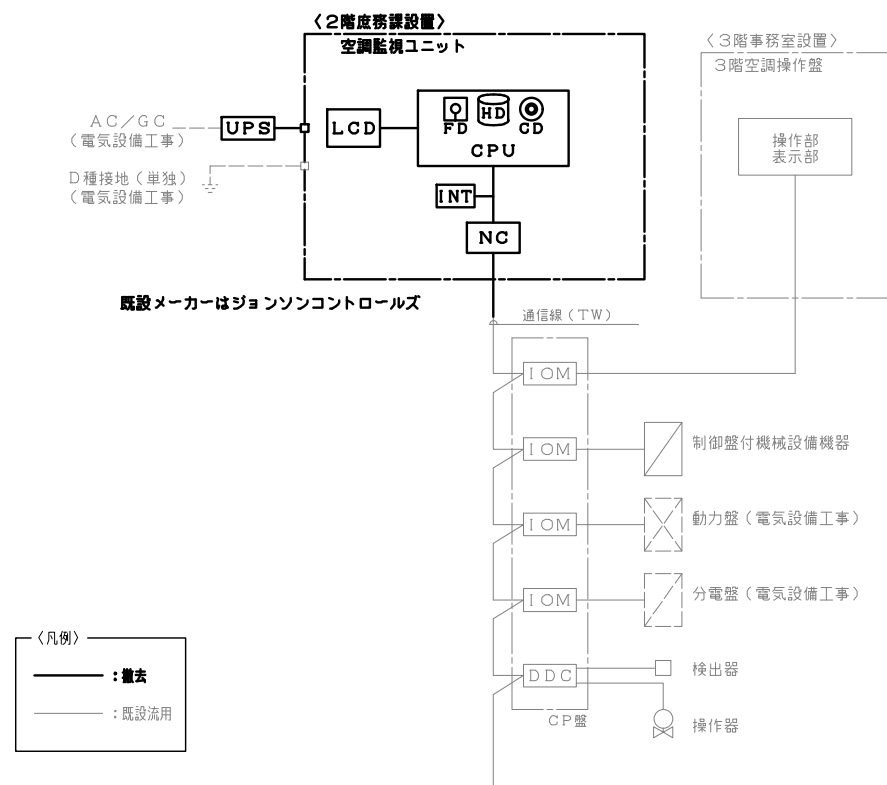
工事請負者

所 在 地

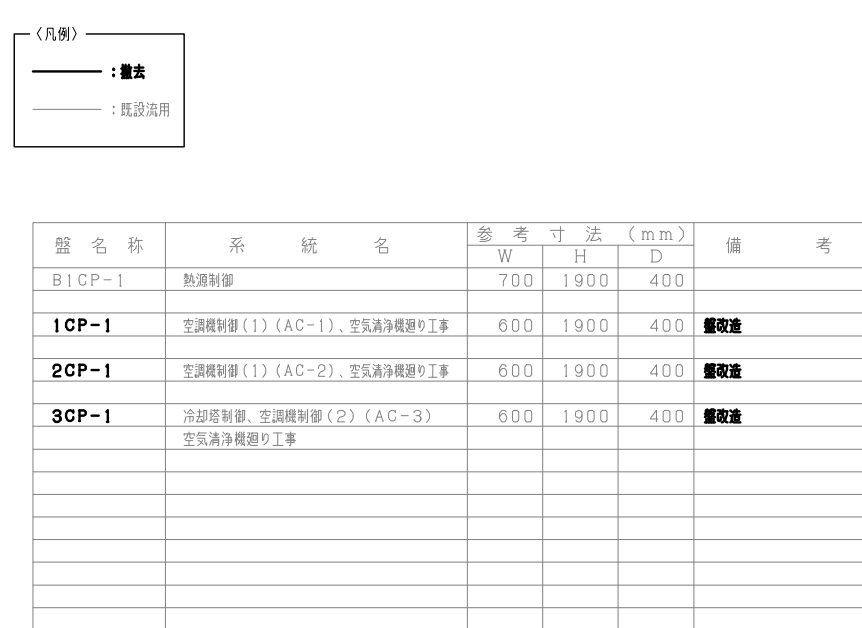
名 称

代表者氏名

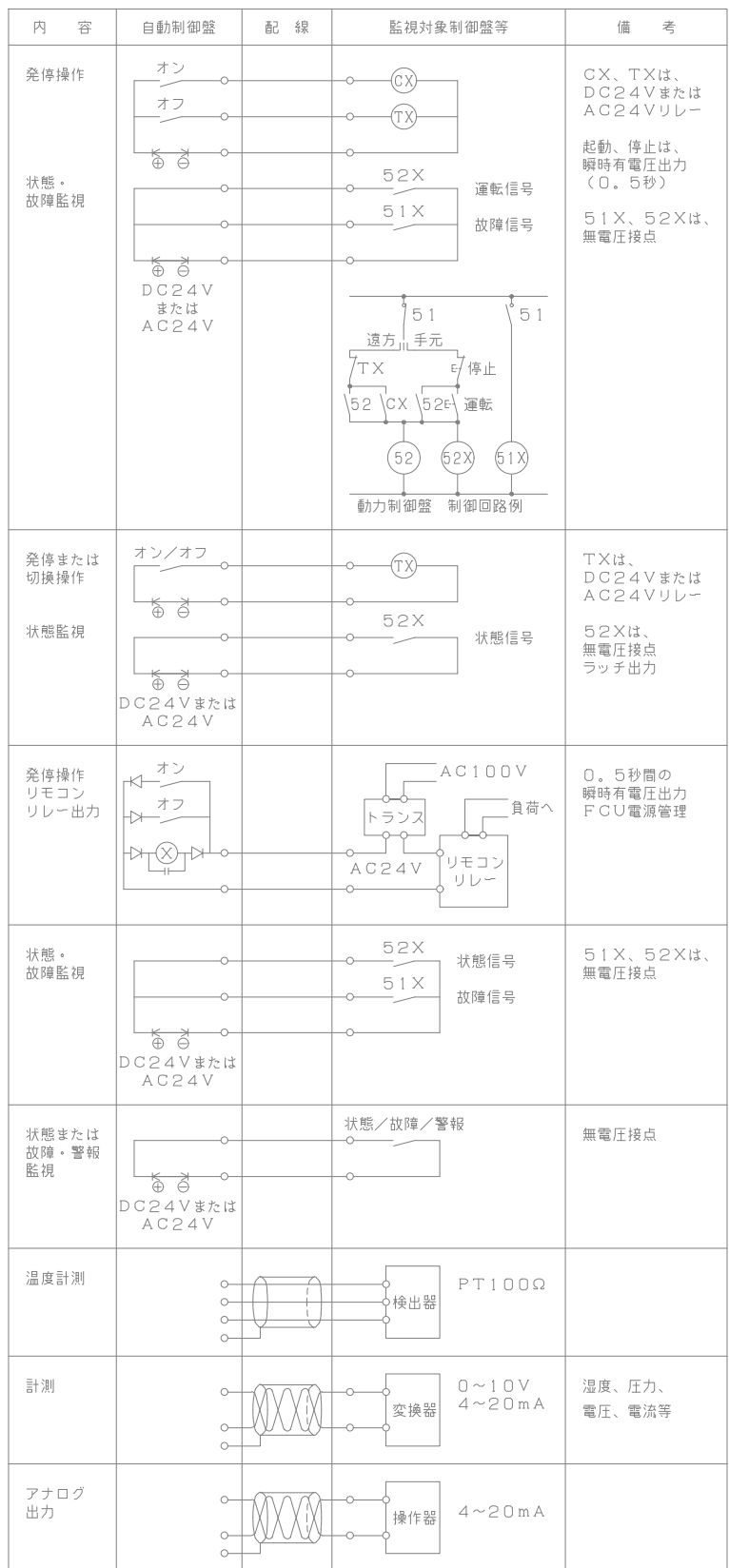
空調監視システム構成図（撤去）



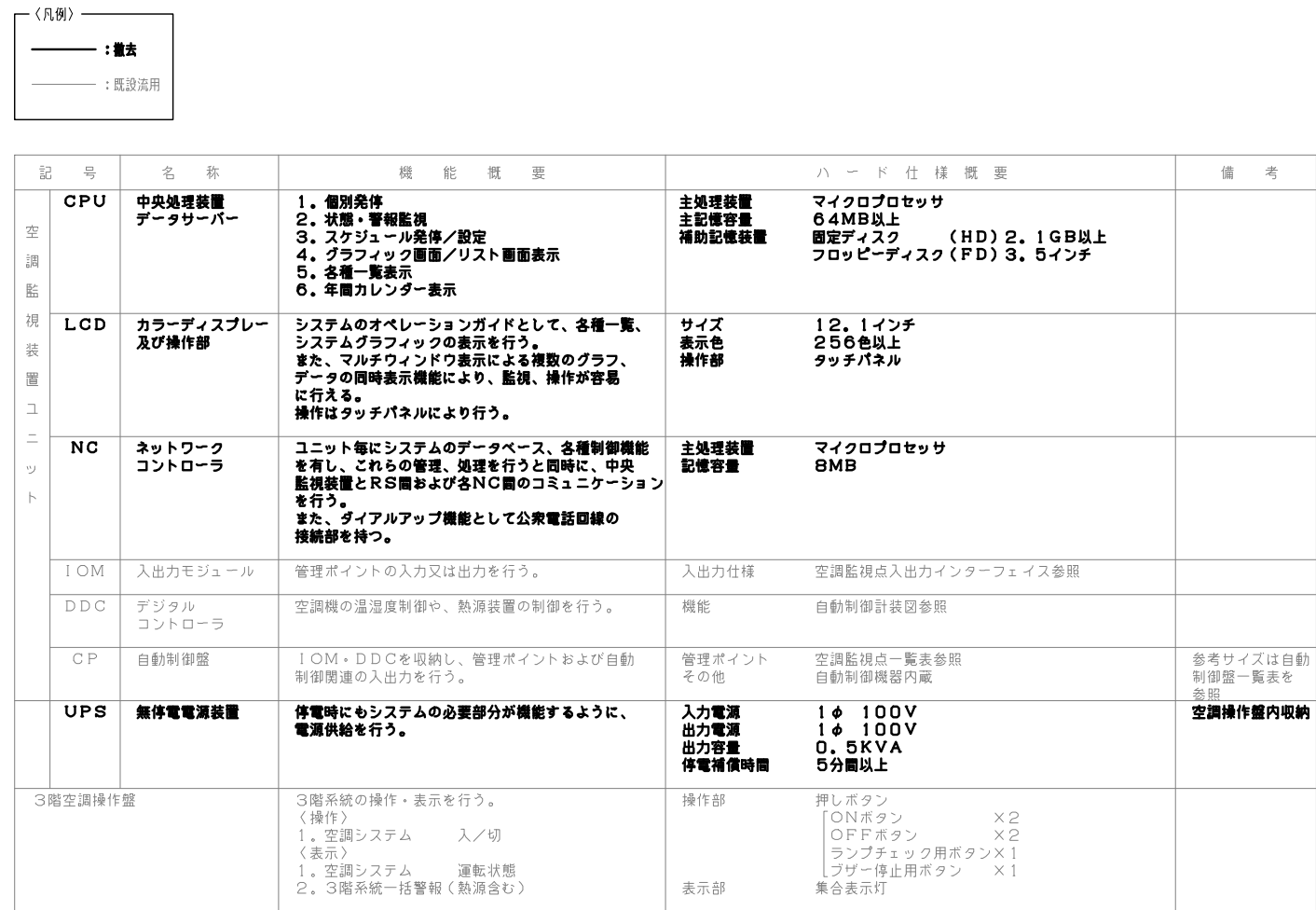
自動制御盤一覽表（撤去）



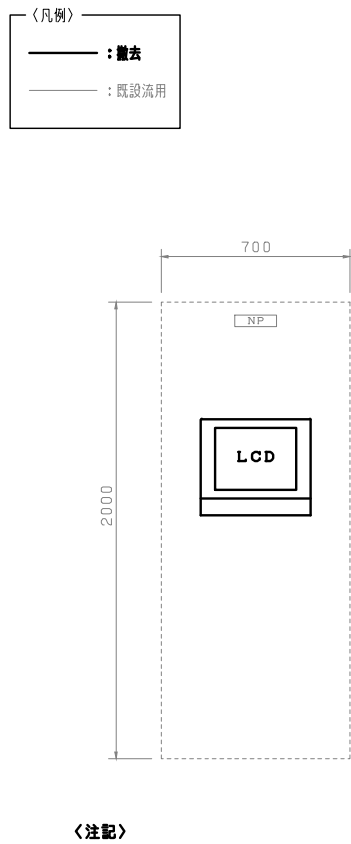
空調監視点入出力インターフェイス



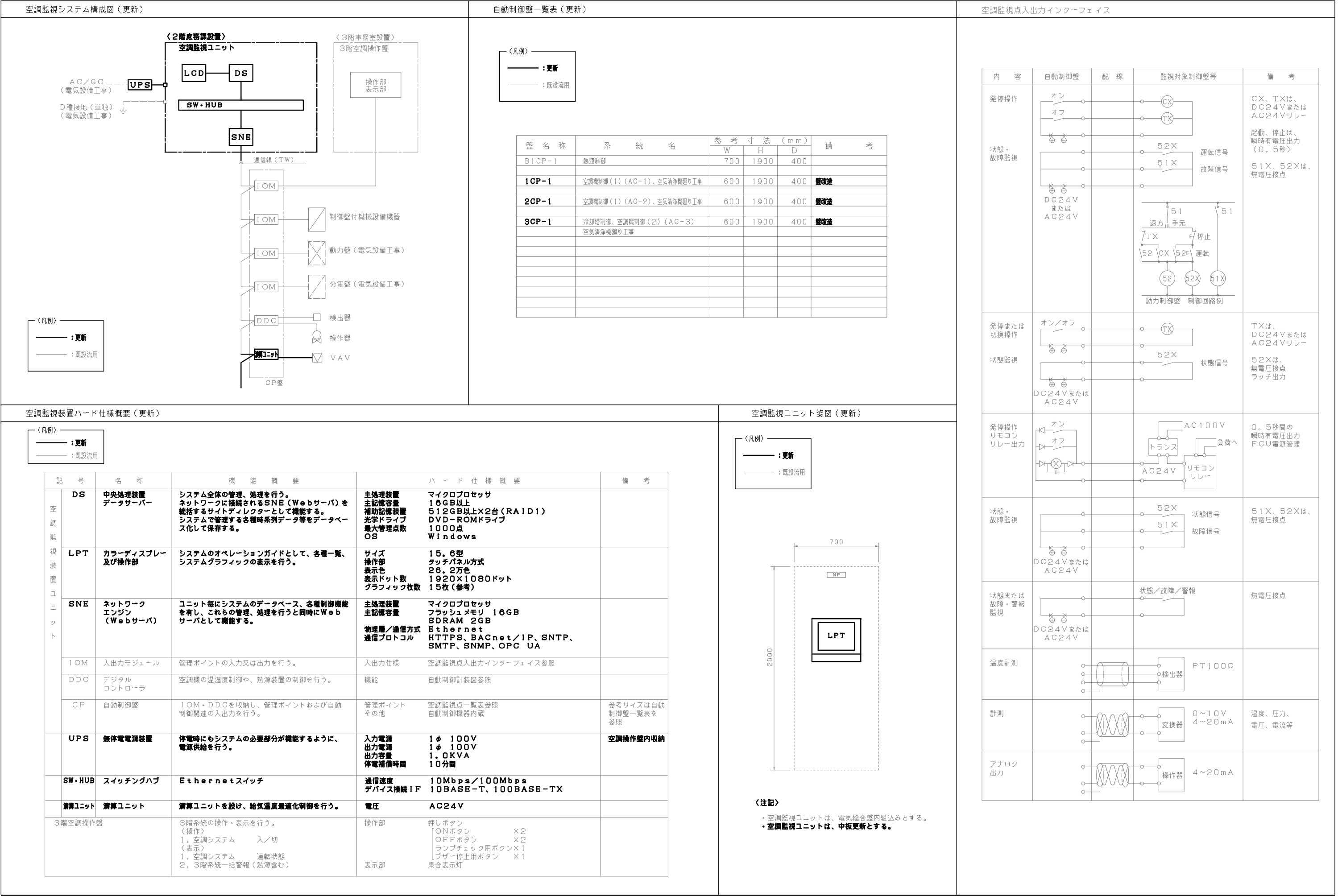
空調監視装置ハード仕様概要（撤去）



空調監視ユニット姿図（撤去）



・空調監視ユニットは、電気総合盤内組込みとする。
・空調監視ユニットは、中板更新とする。



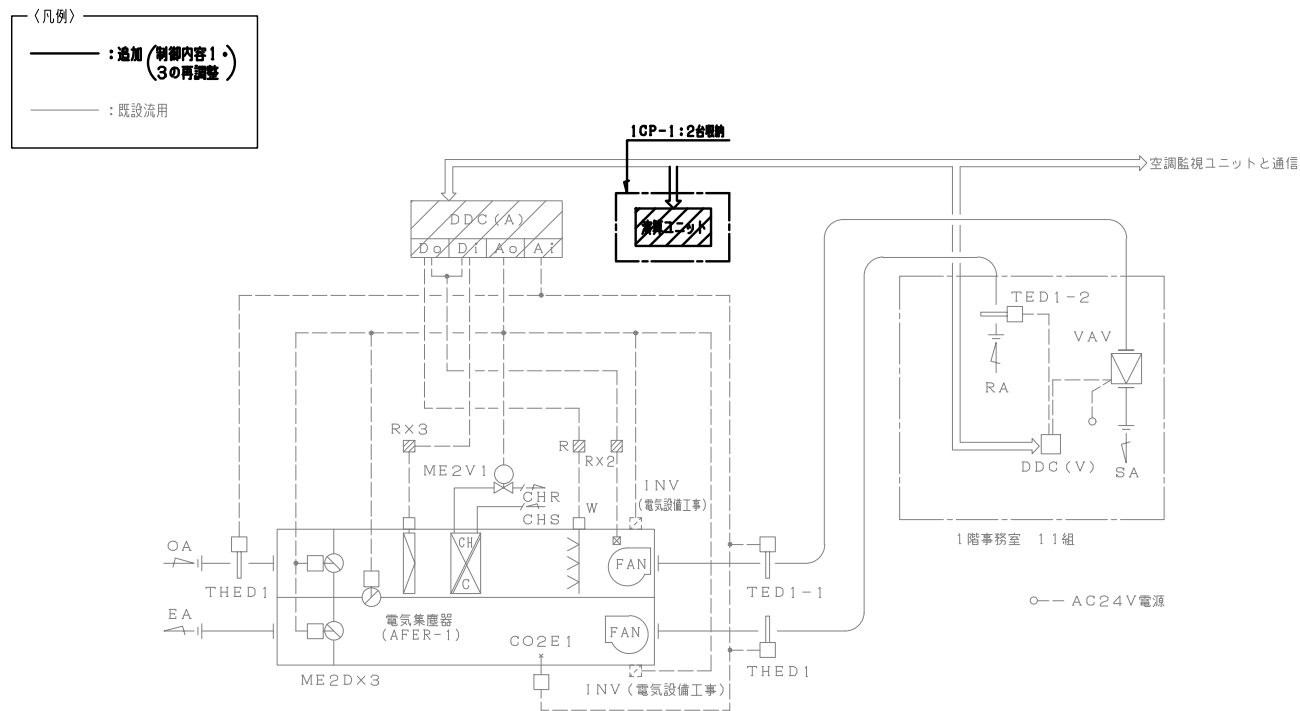
件名	避難安障害者センター中央監視更新	縮尺	工事
図面名称	自動制御設備 空調監視システム図・盤表（更新）	N、S	
		作成年月日	図番
			M-02

中央監視盤仕様 マイクロステーション（MU I）				幹線系統図			
中央監視システムの機能 機能概要 本システムは、分散設置された制御システム端末から収集された各種設備機器の運転状態、故障警報、各種計測計量などの管理ポイントをビル管理者が一元管理できるシステムとする。ユーザーインターフェイスにはWebブラウザを使用し、監視、操作ができるシステムとする。 各操作端末とサーバ間の通信においては、HTTPS（SSL／TLS）プロトコルを用い、通信内容を暗号化することでネットワークセキュリティを確保する。 また、各種履歴、計測値、積算値等のデータの蓄積は汎用のデータベース管理システム（SQL等）にてデータベース化して管理し、蓄積データを利用するアプリケーション（BMS等）に容易に対応できるものとする。 1. ユーザー管理機能 （1）パスワード設定 システムへのログインにはパスワード（ユーザー名／パスワード）の入力を必要とし、パスワードによりユーザーの操作を4レベルで制限することができる。 （2）ユーザー認証データ暗号化 各デバイス間のユーザ認証は暗号化されたパスワードにより行われ、第3者からの不正アクセスを防止する。 （3）アイテムのカテゴリ分け アイテムをカテゴリ（最大162）に振り分け、ユーザー毎にカテゴリの操作権限を設定できる。 （4）タイムシート ユーザー毎に操作可能な時間帯を制限する事ができる。 （5）パスワード期限 パスワードを無期限に有効にするか、1～90日間で有効にする事ができる。 （6）パスワード固有性（セキュリティ強化） パスワード変更する際、過去に使ったパスワードを1～12個の範囲で記憶し、過去に使ったパスワードを使用させないようにする。 （7）停止セッション オペレータがログアウトせずに操作を終了してから一定時間が経過するとログアウトする。ログアウト時間は、1～300分の範囲か、使われない設定も可能とする。 （8）アカウントロックアウト パスワード誤入力回数により、アカウントをロックすることができる。 2. 表示機能 （1）ナビゲーションツリー表示 システム内の物理的な場所や系統をツリー状に表示する。ユーザー毎に表示するアイテムを運用管理区分（空調／電気等）でカスタマイズしたナビゲーションツリー表示を作成できる。 メニューバーにはログインしているユーザー名が表示される。 （2）グラフィック画面表示 管理ポイントの状態、計測値、制御設定値等はグラフィック画面にてシステム単位一括表示する。グラフィック画面にはシステム系統図や平面図とともに管理ポイントデータが表示される。系統に関するグラフィック画面は、ナビゲーションツリー表示から直接選択して表示できる。 （3）タッチボード表示 システムタッチボードは、選択された系統の設備や警報／メンテナンス一覧を表示する。 設備タッチボードは、選択された設備の警報履歴、ユーザ変更履歴、グラフィック、トレンド、設備関連情報を表示する。 タッチボード画面は順番や位置をカスタマイズすることができる。（全面、1／4、1／2縦・横で好きな位置に割り当てが可能） （4）画面拡大および縮小表示 グラフィック画面の該当領域の拡大表示とグラフィックの縮小表示ができる。 （5）未確認警報および警報点一覧表示 警報発生時の未確認警報一覧や過去から現在までに発生した警報点一覧の表示ができ、さらに設備連携情報を表示し、1クリックで関連設備の絞り込みができる。 また、警報点に対しコメント（対処法等のコメントを最大100文字）を書き込むことができる。 （6）各種一覧表示 現在警報中やオフライン中、制御機能実行禁止中の管理ポイント、アイテムを一覧表示する。 （7）操作記録（監査記録）一覧表示 ユーザー操作を監査記録として設備ごとに一覧表示する。 操作日、ポイントによる絞り込みや操作記録に対しコメント（操作理由等）を書き込むことができる。 （8）検索グループ一覧表示 検索ボックスにより、系統、設備を名称検索することができる。 （9）各種履歴一覧表示 警報履歴、操作履歴を履歴種別毎・ポイント種別毎・日時指定範囲に検索し一覧表示できる。 （10）管理点情報表示 管理ポイント、アイテムに関する詳細情報を表示する。 （11）オブジェクト拡張検索機能 監視オブジェクトの条件付け検索（フィルタリング）ができる。 検索条件（フィルタ） ・系統・設備 ・設備タイプ（空調機・VAV・一次側熱源など） ・オブジェクトタイプ（Ai・Ao・トレンドなど） ・オブジェクト名称（発停・給気温度など） ・ワイルドカード設定可能 検索結果には、ユーザーのオブジェクトや系統に対する権限が考慮される。 （12）トレンド表示（ワンポイント） ユーザーが選択した管理ポイント（1点）のトレンドデータをグラフ形式（マーカ付折れ線、棒）で表示する。 サンプル周期は予め設定されたものとする。（1分～1週間まで） （13）トレンド表示（マルチポイント） 形式（マーカ付折れ線、棒）表示する。 表形式は、CSVまたはPDF形式で取得できる。 表示ポイント数は、表形式で最大10点／画面、グラフ形式で最大10点／画面まで可能とする。 3. 監視機能 （1）警報監視 警報発生時、警報音、警報パネルアイコンのインジゲータで警報を通知する。ポイント名称、日付、時刻、警報メッセージ等の詳細情報を警報管理画面に表示する。 また、同じ警報が集約して表示・管理され、関連する系統／設備を連携表示することができる。 （2）状態監視 管理ポイントの状態、計測値、制御設定値等はグラフィック画面、各種一覧、管理ポイントを系統・設備ウィジェット内より選択して監視する。 （3）アナログ上下限／偏差警報監視 計測ポイント毎に設定された上下限值／偏差値を越えた場合に警報として通知する。 （4）積算値上限警報監視 積算ポイント毎に設定された上限値を越えた場合に警報として通知する。 （5）発停エラー／反指令監視 オン／オフ操作出力後、一定時間後に対象ポイントの状態が命令と一致しない場合に警報として通知する。また、手動によるオン／オフ操作を行い、その状態が反指令の場合も警報として通知する。 （6）稼働時間／動作回数／警報回数積算監視 動力機器等の稼働時間、オン／オフ動作回数、警報発生回数を積算し、設定した値を越えた場合に警報として通知する。 （7）自己診断監視 システムの通信状態を常時監視し異常発生時に警報として通知する。 4. 操作機能 （1）個別オン／オフ操作 ナビゲーションツリー、グラフィック画面、各種一覧からポイント単位でオン／オフ操作ができる。 ポイントによってオペレータ強制操作／解除が可能とする。 （2）グループ発停操作 管理ポイントは、グループ毎にオン／オフ操作ができる。 （3）設定操作 ナビゲーションツリー、グラフィック画面、各種一覧から温度、湿度、ダンパ開度等の設定ポイントに対し設定操作ができる。 （4）ポイントロックおよびアンロック操作 管理ポイントに対して、警報メッセージ表示、警報監視、通信、制御機能等の実行禁止操作および解除操作ができる。 （5）パラメータ設定変更操作 スケジュール制御、アナログ上下限監視等の機能に使用するパラメータの設定、および変更操作ができる。 （6）各種一覧表示操作 未確認警報一覧、各種一覧の表示操作ができる。 （7）検索グループ一括コマンド発行 オブジェクト拡張検索機能により一覧表示した全オブジェクトに対して、一括でコマンド発行を行うことができる。 （8）カレンダー変更操作 年／月／日／曜日／時刻の変更操作ができる。 （9）一括スケジュール設定 オン／オフポイントに対して個別に設定されたスケジュールを任意に選択し、任意に選択した日のスケジュールを表示、一括変更することができる。期間指定、曜日指定（毎週）、カレンダー連携、週間スケジュールなど柔軟な設定ができる。 5. 制御機能 （1）スケジュール制御 年間カレンダー、（特定日、休日等）週間スケジュールを自由に組合わせてオン／オフポイント、設定ポイントに対してスケジュールに従ったコマンドを発行できる。 また、管理ポイントの警報監視実行／停止、トレンドデータ収集開始／停止に対してもスケジュール制御を行うことができる。 ・ON／OFF出力回数：最大32回／日 （2）ソフトインターロック制御 1ポイントまたは複数ポイントの状態変化により、予め指定した他のポイントに対してオン／オフ等の命令を自動的に送出する。 （3）最速起動停止制御 室内温度が予め設定された許容範囲内に収まるようにスケジュール制御にて設定された起動時刻、停止時刻に対して前倒しした起動／停止を行う。 6. 記録機能 （1）警報発生記録 警報状態、未確認警報状態のポイントの名称、警報種別、発生時刻等をデータベース化して保存し、ユーザーが必要に応じて記録を呼出し印刷することができる。 （2）操作記録 ユーザーの操作に対しユーザー名、操作種別、操作時刻等をデータベース化して保存し、ユーザーが必要に応じて記録を呼出し印刷することができる。 （3）各種一覧記録 各種一覧画面から一覧データ（警報、オフライン、禁止、強制操作レポート）を印刷することができる。 （4）各種履歴一覧記録 各種履歴一覧表示したデータを印刷することができる。 また、これらのデータをCSVファイルとして出力できる。 （5）管理ポイント情報記録 管理ポイントの現在の状態、詳細情報、トレンドデータ、トレンドグラフ等をポイント単位に表示させ印刷することができる。 （6）トレンド（マルチポイント）データ／グラフ記録 トレンド表示（マルチポイント）にて表示するトレンドデータ、トレンドグラフを印刷することができる。 （7）画面ハードコピー ディスプレイに表示されている画面をコピーし、印刷することができる。 7. ビルマネージメント機能 （1）長期データ収集 電力量、熱量等のエネルギー使用量、温湿度等の計測値を所定の周期で収集し、データベース化して保存する。 （2）データロガー機能（日報／月報／年報） 長期データ収集により収集された使用量、計測値のデータベースからポイントを指定して日報／月報／年報を作成する。手動又は指定時刻に自動的に印刷できる。 （3）四則演算機能 収集されたデータや係数等を使って四則演算を行い、演算結果を日報／月報／年報に追加することができる。 （4）関連図書保管機能 グラフィック画面毎に関連した図書（機器仕様書・取り扱い説明書・設計図面など）を保管出来る。 （5）簡易レポート作成機能 各種検索結果に対して、レポート作成（PDF・CSV形式）ができる。 8. セキュリティ・モビリティ機能 （1）セキュリティ機能（暗号化通信） フィールドバスは接続性を重視して、オープンプロトコルを採用し、各操作端末とサーバ間の通信においてはhttps（SSL／TLS）プロトコルにより通信内容を暗号化することでネットワークセキュリティを確保する。				（凡例） ：幹線TW（B）（新設） ：空調監視ユニット（中板更新） ：CP盤（既設流用） ：CP盤（盤改造） （注記） ・防火区画を、横断する配線は区画処理を行うこと。 ・区画貫通処理は国土交通大臣認定工法によるものとする。 3F 2F 1F B1F 3CP-1 2CP-1 1CP-1 B1CP-1 空調監視ユニット			
				件名 避難安障害者センター中央監視更新 図面名称 自動制御設備 中央監視システム仕様・幹線系統図（更新） 縮尺 N. S 工番 作成年月日 図番 M-03			

空調機制御 (1) 1 組

1 組

AC-1 1階フロア系統



＜制御内容＞

1. **給気温度最適化制御**
給気温度が設定値となるよう冷温水弁（冷暖房）を比例制御する。但し、給気温度設定値は各VAV制御用コントローラ（VC1）の制御計測信号により決定される。
 2. **還気温度制御**
還気温度が設定値となるよう加温器をON/OFF制御する。給気温度が設定値より低い場合、加温を停止する。
 3. **ファン回転数制御（VAVの状態による）**
DDC（V）との通信によりVAVへの制御出力信号、VAV開度（高開度・低開度）を収集する。制御出力信号をVAVの要求風量として、各VAVの要求風量を合計し空調機の必要風量を演算、必要風量をインバータファン回転数に変換しファンの回転数を制御する。収集されたVAV開度（高開度・低開度）情報より静圧不足（VAVが高開度状態、静圧過剰（VAVが低開度状態）を判断しファン回転数を補正する。
 4. **外気冷房制御**
還気湿温度、外気湿温度のエンタルピ演算により外気冷房判断を行う。外気冷房有効時、還気温度が設定値となるよう外気ダンパ、還気ダンパを比例制御する。外気冷房時、ウォーミングアップ制御をOFFとする。
 5. **CO2による外気負荷軽減制御**
CO2濃度が基準値（1000ppm）以下になるよう外気ダンパの最小開度を変更し、還気ダンパを比例制御する。
 6. **ウォーミングアップ制御**
空調機起動時、タイマにより一定時間の全空調運転を行い、急速に空調機を上げる。この時、加温器をOFFとし室内及び窓の結露を防止する。
 7. **ファン停止ロック制御**
ファン停止時、冷温水弁及び外気ダンパを全開、還気ダンパを全開、加温器をOFFとする。
 8. **VAV制御**
還気温度が設定値となるようVAVを比例制御する。また、空調監視ユニットにて、温度設定・温度計測及び夏/冬切換ができる。

＜空調監視ユニットと通信＞

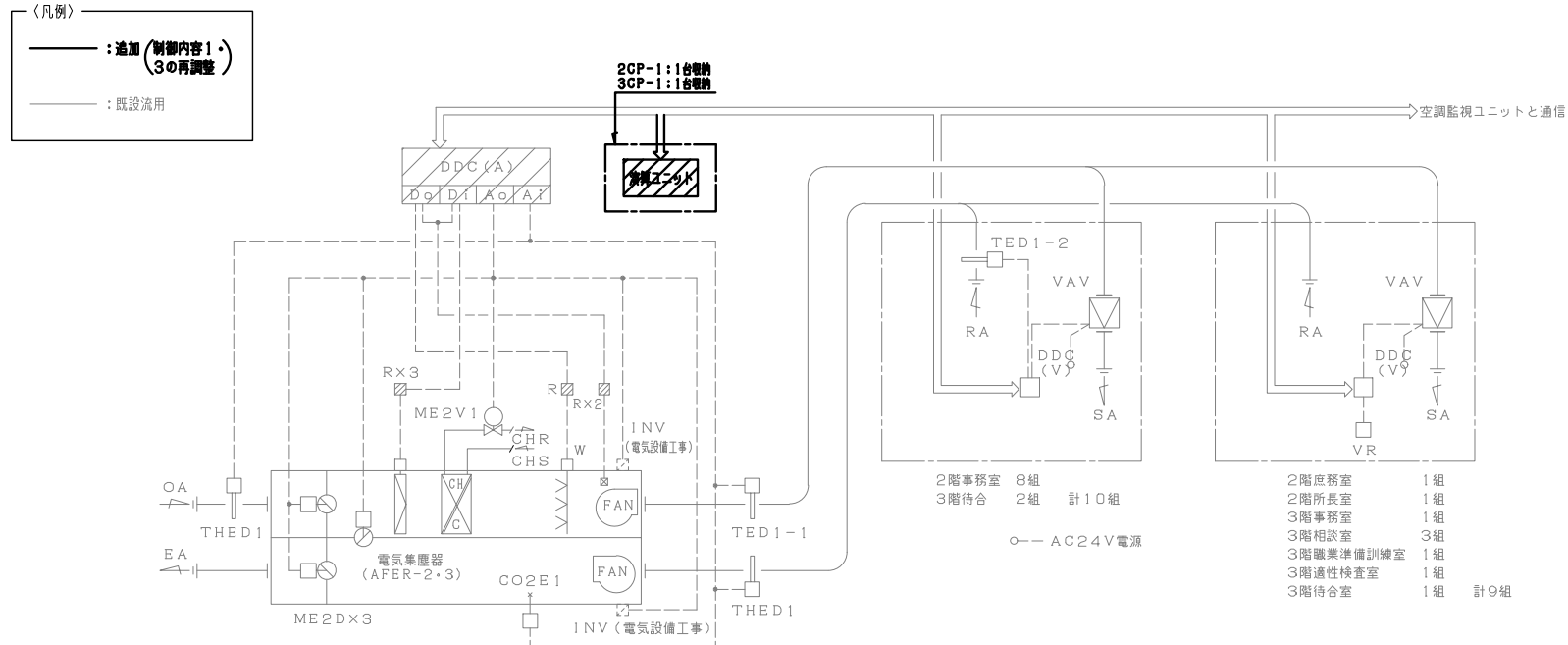
1. 关停 (空調機)
2. 監視 (空調機、電気集塵器)
3. 計測 (給気温度、還気温度、外気温度、CO2濃度、VAV温度)
4. 設定 (給気温度、還気温度、CO2濃度、VAV温度)
5. 警报 (電気集塵器フィルター巻取り完了)
6. 切换 (夏/中間期/冬)

空調機制御(2) 2組

2組

AC-2 2階フロア系統

AC-3 3階實習系統



＜制御内容＞

3. 給気温度最適化制御
給気温度が設定値となるよう冷水水弁（冷暖房）を比例制御する。但し、給気温度設定値は各VAV制御用コントローラ（VC1）の制御計測信号により決定される。
4. 還気温度制御
還気温度が設定値となるよう加湿器をON/OFF制御する。給気温度が設定値より低い場合、加湿を停止する。
5. ファン回転数制御（VAVの状態による）
DDC（V）との通信によりVAVへの制御出力信号、VAV開度（高開度・低開度）を収集する。制御出力信号をVAVの要求風量として、各VAVの要求風量を合計し空調機の必要風量を演算、必要風量をインバータファン回転数に変換しファンの回転数を制御する。収集されたVAV開度（高開度・低開度）情報より静圧不足（VAVが高開度状態）、静圧過剰（VAVが低開度状態）を判断しファン回転数を補正する。
6. 外気冷房制御
還気温度、外気温度のエンタルピ演算により外気冷房判断を行う。外気冷房有効時、還気温度が設定値となるよう外気ダンパ、還気ダンパを比例制御する。外気冷房時、ウォーミングアップ制御をOFFとする。
7. CO2による外気負荷軽減制御
CO2濃度が基準値（1000ppm）以下になるよう外気ダンパの最小開度を変更し、還気ダンパを比例制御する。
8. ウォーミングアップ制御
空調機起動時、タイマにより一定時間の全空調運転を行い、急速に空調機を立上げる。この時、加湿器をOFFとし室内及び窓の結露を防止する。
9. ファンインターロック制御
ファン停止時、冷水水弁及び外気ダンパを全開、還気ダンパを全開、加湿器をOFFとする。
10. VAV制御（1）
還気温度が設定値となるようVAVを比例制御する。また、空調監視ユニットにて、温度設定・温度計測及び夏/冬切換ができる。
11. VAV制御（2）
室内温度が設定値となるようVAVを比例制御する。また、室内に設置されたリモコン（VR）にて、温度設定の変更ができる。

＜空調監視ユニットと通信＞

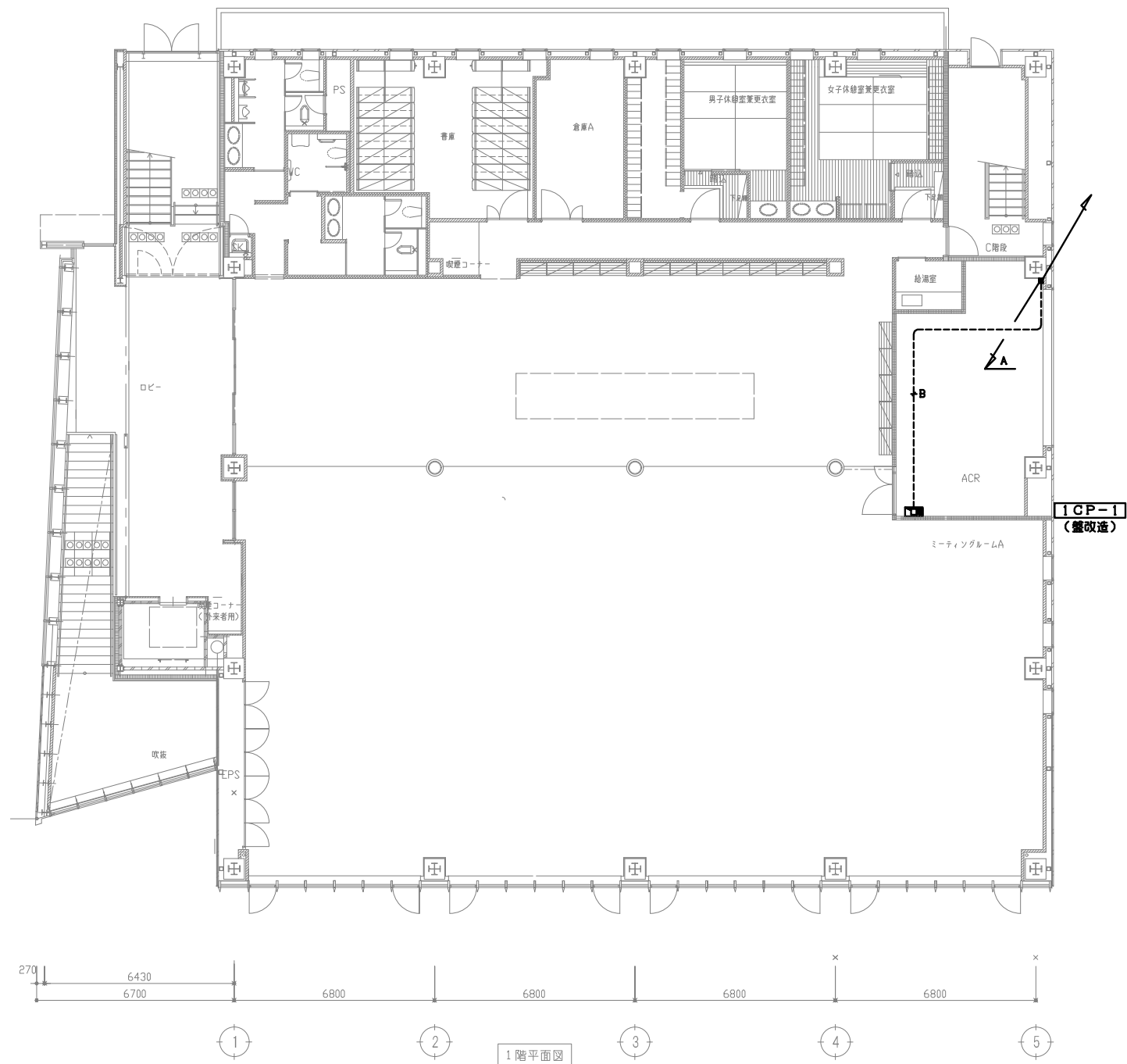
1. 発停 (空調機)
2. 監視 (空調機・電気集塵器)
3. 計測 (給気温度・還気温度・外気温度・CO₂濃度・VAV温度)
4. 設定 (給気温度・還気温度・CO₂濃度・VAV温度 (還気のみ))
5. 警報 (電気集塵器フィルター巻取り完了)
6. 切換 (夏/中間期/冬)



-〈B1階平面図〉-
-A-
TW-N1 (E19) 幹線



	件名 避難安障害者センター中央監視更新			縮尺 1/100	工番
	図面名称 自動制御設備 ピット図・B1階平面図(新設)			作成年月日	図番
					M-06



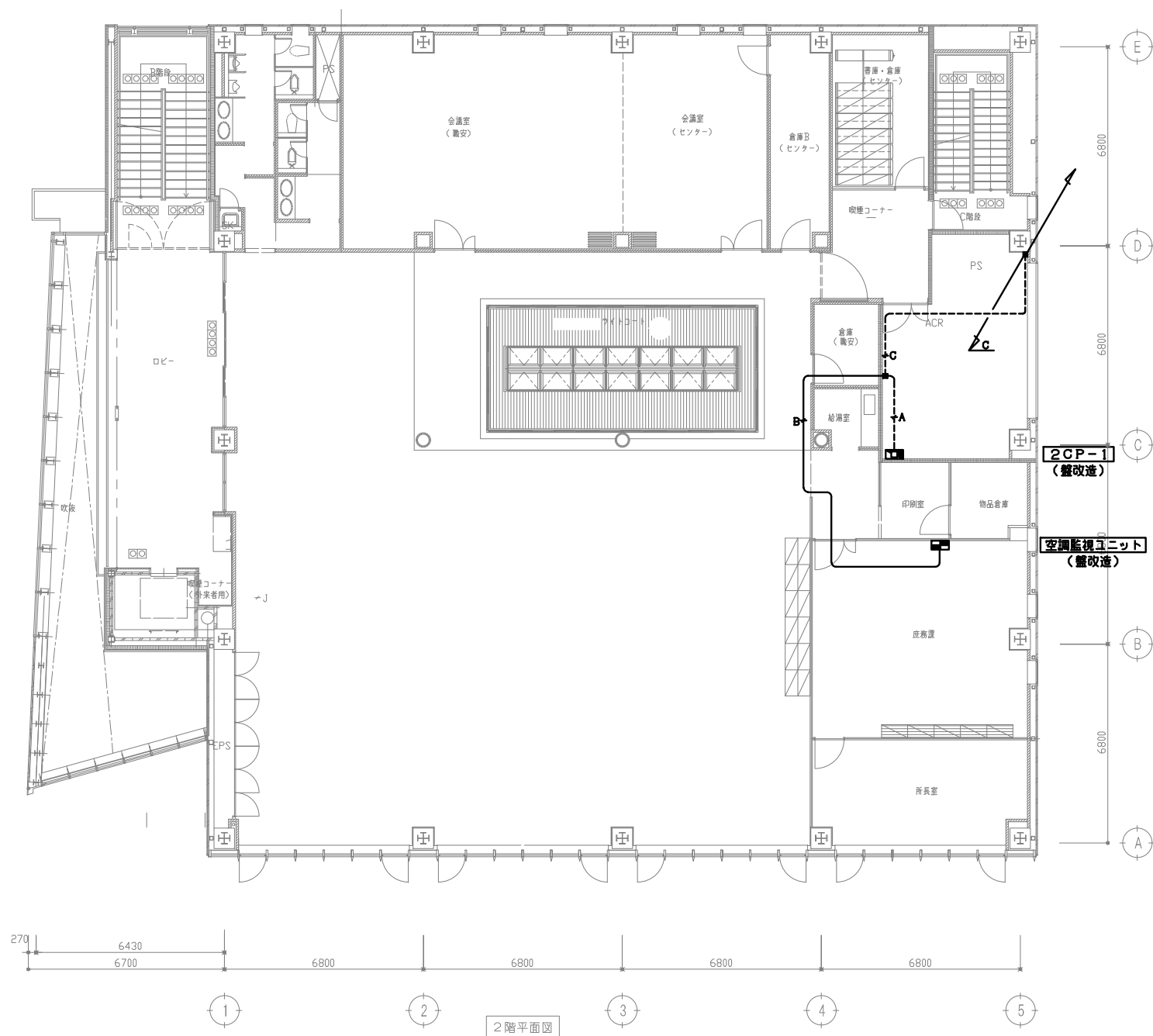
-〈1階平面図〉-

-A-

TW-N1×2 (E19) 幹線×2

-B-

TW-N1 (E19) 幹線



-〈2階平面図〉-

-A-

TW-N1 (E19) 幹線

-B-

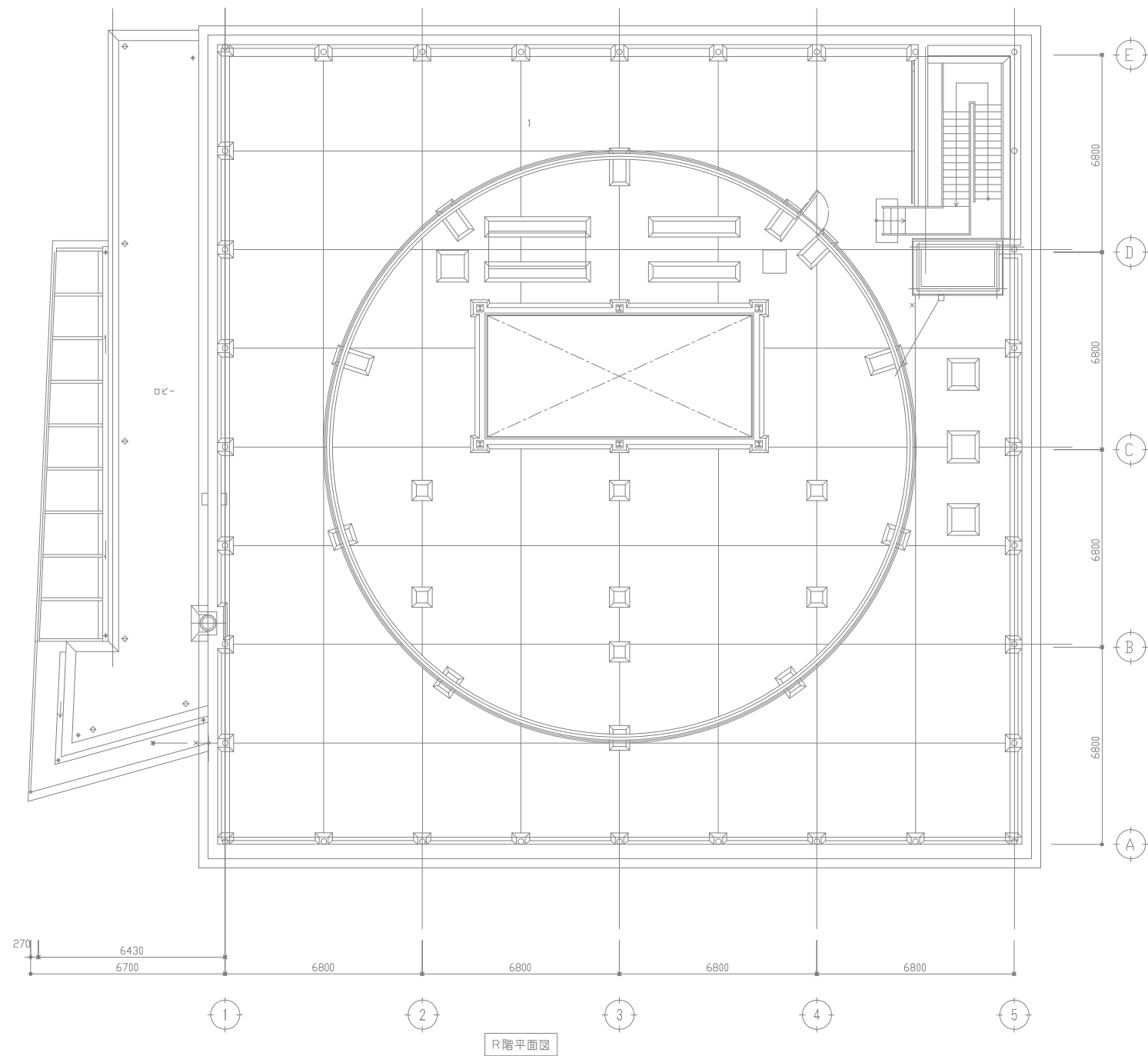
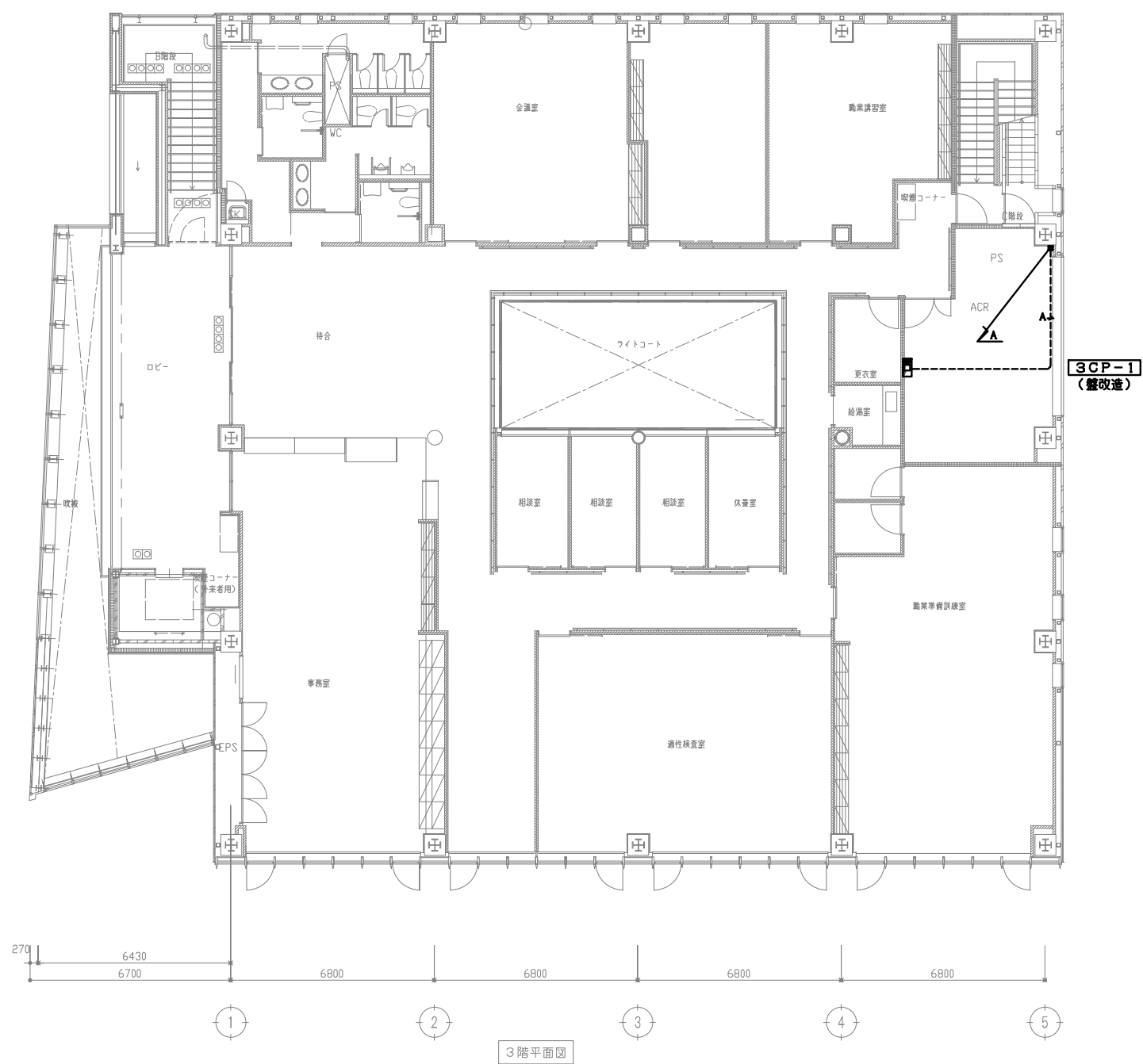
TW-N1×3 (コロガシ) 幹線×3

-C-

TW-N1×2 (E19) 幹線×2



			件名 避難安障害者センター中央監視更新 図面名称 自動制御設備 1階・2階平面図 (新設)	縮尺 1/100 作成年月日	工番 図番 M-07
--	--	--	--	---	---



-〈3階平面図〉-
 -A-
 TW-N1x2 (E19) 幹線x2



			件名	避難安障害者センター中央監視更新			縮尺	工番
			図面名称	自動制御設備 3階・R階平面図（新設）			1/100	
							作成年月日	図番
								M-08

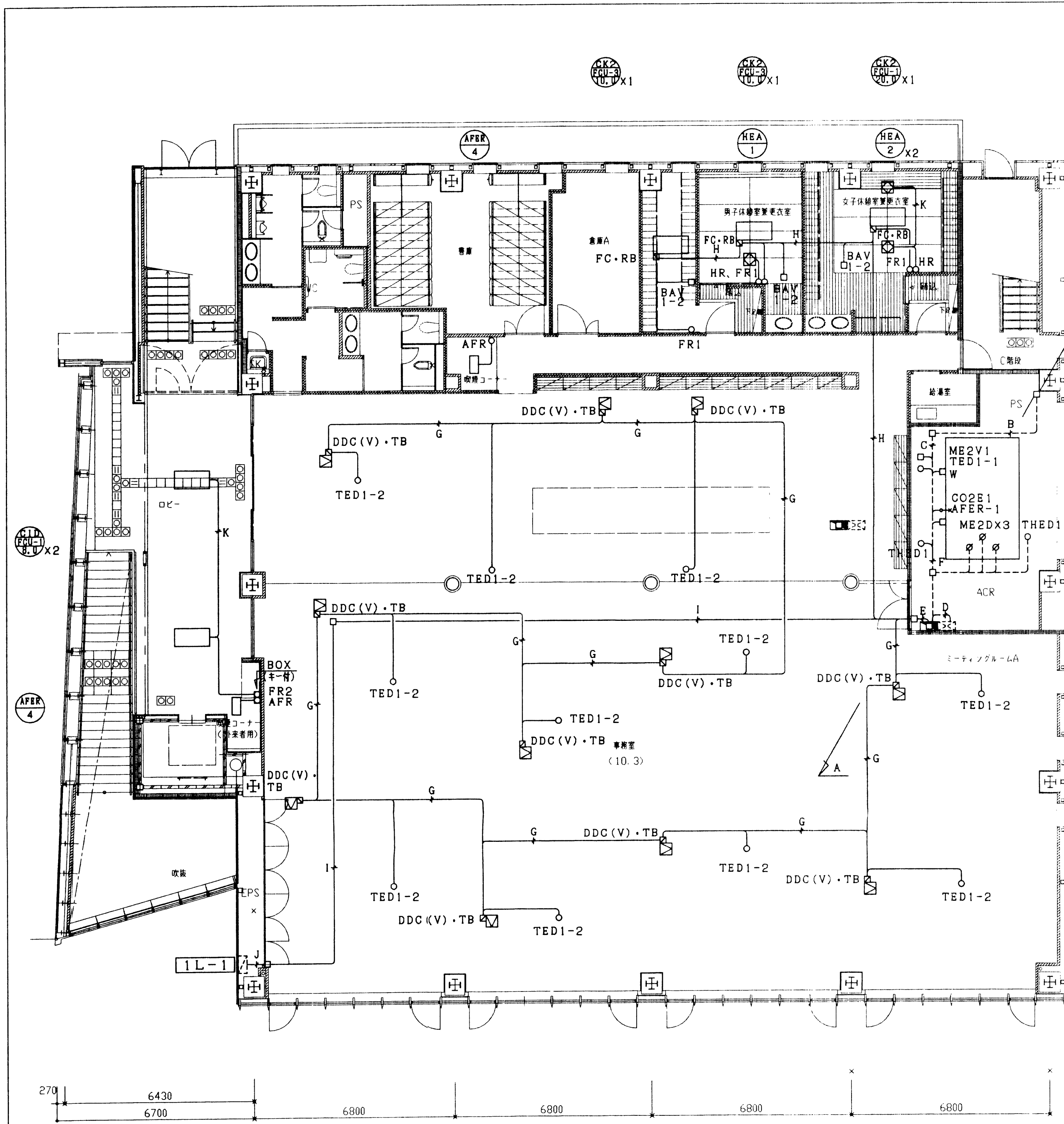
空調操作盤（盤面）



：中央監視装置

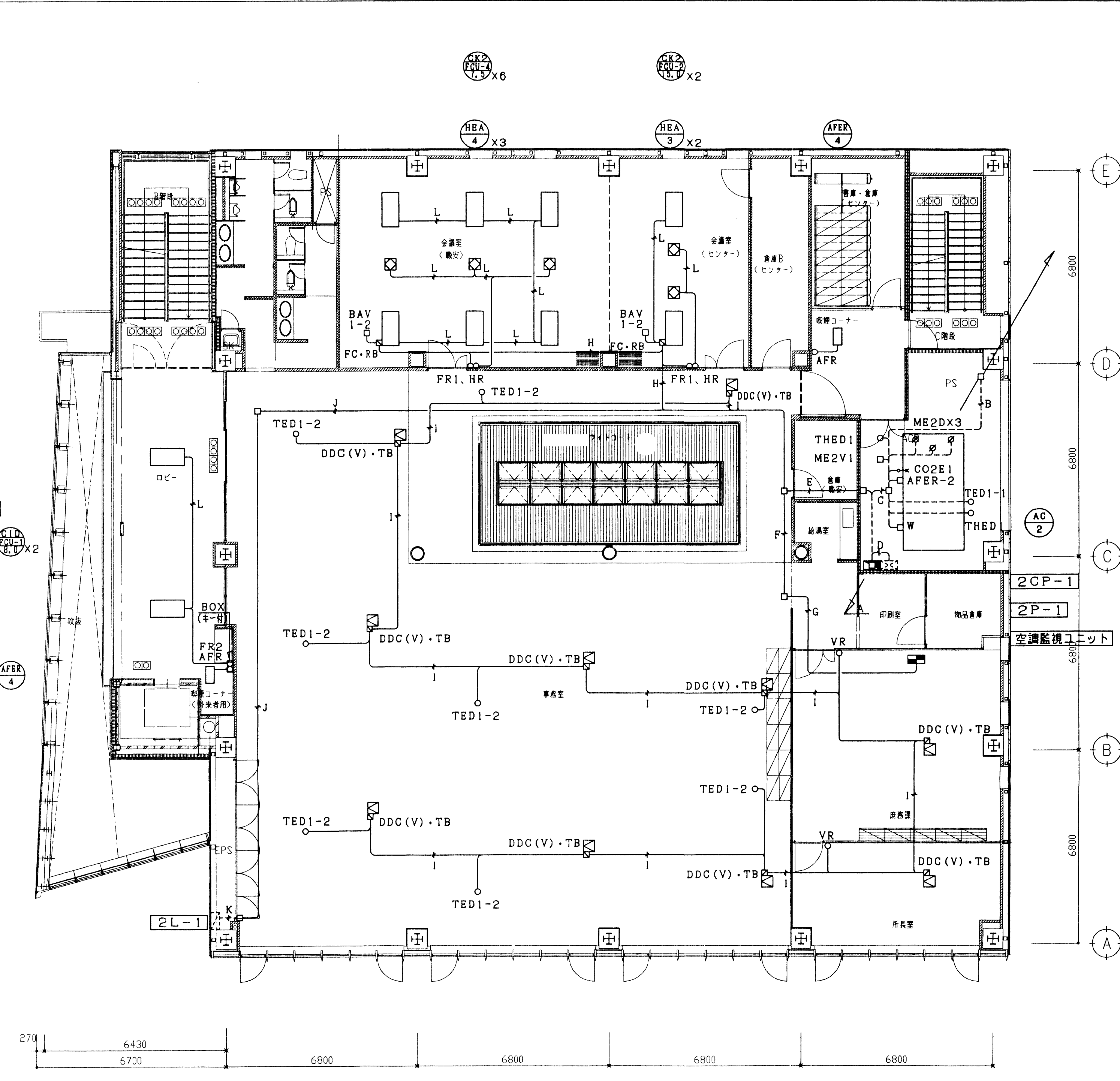
空調操作盤（盤内）





1階平面図

-A-	-B-	-H-
通信線1	1L-1監視	FC電源
ポンプインターロック(X2)	DDC(V)電源	FC冷/暖
ACP室内外演り線	DDC(V)通信線	
	FC電源	-I-
	FC冷/暖	1L-1監視
-B-		
通信線1(X2)	-F-	-J-
通信線2	1L-1監視	1L-1監視
	DDC(V)電源	
-C-	DDC(V)通信線	-K-
通信線1(X2)	FC電源	運動
通信線2	FC冷/暖	
	THE1	
-D-	ME2I(X3)	
CP電源		
ファンインターロック	-G-	
INV(X2)	DDC(V)電源	
監視	DDC(V)通信線	



2階平面図

-A-	-D-	-H-
通信線1	CP電源	FC電源
通信線2	ファンインターロック	FC冷/暖
ポンプインターロック(X2)	INV(X2)	
ACP室内外演り線	監視	-I-
		DDC(V)電源
-B-		DDC(V)通信線
通信線1	-E-	
通信線2(X2)	通信線1	-J-
	2L-1監視	2L-1監視
-C-	DDC(V)電源	
TED1-1	DDC(V)通信線	-K-
THE1(X2)	FC電源	2L-1監視
CO2E1	FC冷/暖	
ME2D(X3)		-L-
ME2V1	-F-	運動
W	通信線1	
AFER		
CP電源	-G-	
ファンインターロック	通信線1	
INV(X2)		
監視		

納入仕様書

向 先 灘職安・障害者センター 殿

出 図 年 月 日

図 面 内 容 (弊社工番 R-105048-0)

- | | |
|---|---|
| ☒ 製作仕様書 | ☒ 展開接続図 |
| ☐ 使用機器一覧表 | ☒ 中 央 監 視 盤 |
| ☒ 外 形 図 | ☐ |
| ☒ 電源系統図 | ☐ |

REV	DATE	REV BY	計 装		
△				CH	担当者
△					
△					
△					
ジョンソンコントロールズ株式会社					

下記及び別紙の図面にて製作致します。
当社仕様の不都合な点は、製作迄に御指示ください。

1. 準拠規格

日本工業規格 JIS
日本電機工業会標準規格 JEM
電気規格調査会標準規格 JEC

2. 塗装

メラミン樹脂焼付塗装とします。

塗装色
盤リスト表参照

- 計器枠、ハンドル、取付け金具等は、メーカー標準又は素材色と致します。
- 汎用品使用時は、製作メーカー標準と致します。

3. 名板

原則として盤表面に使用する名板はアクリル、文字は裏面彫刻、丸ゴシック体とし、盤内面に使用する名板はPET（ポリエチレンテレフタレート）、文字は印刷、ゴシック体とします。

区分	自立	壁掛	取付方法
名称名板	t3×40×200	t3×40×200	貼付け
用途名板	盤表面	t2×15×60	貼付け
盤内面	10×32(PET製シート)		貼付け

- 取付場所及び機器により特殊サイズも使用致します。
- 文字色は黒、地色は白と致します。
- 用途名板は原則として、機器の上部に取付とし、該当する記入文字は、機器番号で名板一覧表へ記載します。
- 製造者名板の貼付位置は扉裏面下部と致します。
- 但し、扉の無い盤には図面上に記載します。
- 下記名板は優先度の高いノッチの順に名板一覧表内へ記載します。
[例：4 (1-2-3)]

コマンドスイッチ用



アクリル製

スナップスイッチ用



PET製シート

4. 箱体構造

- 4.1. 原則として閉鎖型で、必要に応じ鋼材にて補強し、扉蝶番は表から見ええない構造と致します。

区分	盤形状	板厚
函体	壁掛盤	t1.6
	自立盤	t2.3
扉	壁掛盤	t2.3
	自立盤	t2.3
接地端子	t5の銅片をロー付しM6又はM8又はM10溝付六角頭ねじ(黄銅)を取付けます。	

- 鋼材は熱間圧延軟鋼板 (JIS-G3131) 又は、電気亜鉛メッキ鋼板 (JIS-G3313) 一般構造用圧延鋼材 (JIS-G3101)
- 原則として、扉は幅800mm以下を片開き、これを超える場合は両開きと致します。
- 扉部は、箱体寸法より左右は3mm、下部は自立盤5mm、壁掛盤3mm小さく製作し列盤扉間は当たらない程度とします。
- 機器取付板は、t2.3以上 と致します。
- 汎用品使用時は、製作メーカー標準と致します。

- 4.2. ハンドルは原則としてキー付、取付高さは箱体寸法の1/2とします。

区分	盤形状	形式
屋内	自立盤	A-464-1
	壁掛盤(扉の高さ700mm超過)	A-464-2
	壁掛盤(扉の高さ700mm以下)	A-464-3
屋外	自立盤	A-140-1
	壁掛盤(扉の高さ700mm超過)	A-140-2
	壁掛盤(扉の高さ700mm以下)	A-140-3

- 汎用品使用時は、製作メーカー標準と致します。

5. 端子

動力主回路は、丸型圧着端子、一般制御回路及び小勢力・電子回路はY型圧着端子及びコネクタとします。

6. 線番号

原則として線番号は4桁とします。上2桁はPAGE番号、下2桁はその番号のシリーズ番号とし、図面にはシリーズ番号のみ表記します。
但し他のページに及ぶ場合は前ページのフル番号を表記します。又、R-S、P-N、信号線、共通線等は表記番号のみとしPAGE番号は付けません。

7. 制御回路の盤内配線

使用電線は原則としてJIS-C3307(600Vビニル絶縁電線[V])又はJIS-C3316(電気機器用ビニル絶縁電線[KIV])に規定されたものを使用します。

回路の種類	回路名	電線サイズ	被覆色	端末識別
制御回路	一般制御回路	1.25mm ² 以上	黄	シーケンス線番号
	交流			
	小勢力・電子回路	0.5mm ² 以上	黄	
直流	一般制御回路	1.25mm ² 以上	黄	(注1)
	小勢力・電子回路	0.5mm ² 以上	黄	
48V以下				
接地回路	機器から接地端子まで	2.0mm ² 以上	緑	緑

(注1) 図面上、外部端子が白丸であれば白、黒丸であれば赤の端末識別を致します。

※ ツイストペア線、シールド線、同軸ケーブル、フラットケーブルなどを使用の場合や、伝送幹線、インターカム、シャープユニット間の信号線は、当社標準と致します。

※ 上記は、取付機器の内部配線には適用しません。

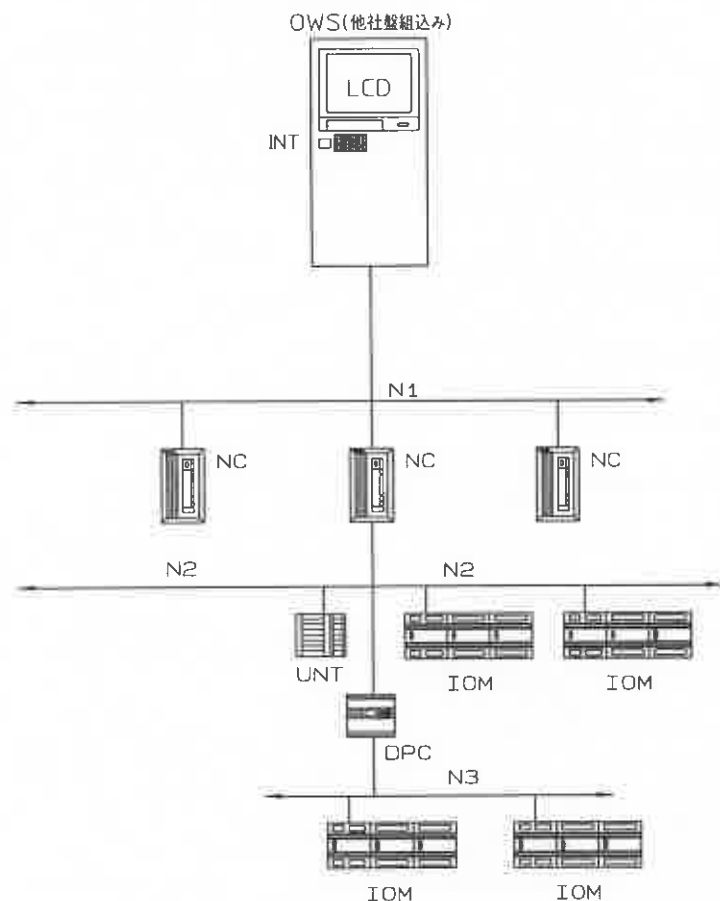
8. 予備品 (竣工引き渡し時迄に用意致します)

電球(LED球を除く) 各盤内使用数の20%(各盤最低1ヶ)
ヒューズエレメント 各盤内使用数の20%(各盤最低1ヶ)

1. システム構成

μ-METASYS総合ビル管理制御システムは、オペレータワークステーション（OWS）、各種の分散型DDC装置、入出力モジュールなどが、階層化バスにより構築されており、安全性・拡張性に優れています。

1-1. μ-METASYSシステム構成



1-2. METASYSシステム構成機器概要

- (1) オペレータワークステーション（OWS）
オペレータワークステーションは、DOS/Vパソコンを採用しています。装置の主要構成は、マイクロプロセッサ・ハードディスク・フロッピーディスク内蔵のPC本体部とカラー液晶ディスプレイから成ります。
パラメータの設定やデータベースの変更・修正など各種操作は専用電子ペンにて行います。
- (4) ネットワーク・コントローラ（NC）
N1バス上に接続され、N2・N3バスに接続されている機器のデータ中継器として機能すると共に、他のNC及びOWSとのコミュニケーションを行います。又、複雑な制御ループ、ロジックを必要とする大規模なDDCシステムを構築するためのコントロールステーションとしても機能します。
- (5) ユニタリー・コントローラ（UNT）
主にVAVユニットや小型空調機、パッケージエアコン等の小規模のDDCコントローラとして使用されます。
- (6) デジタル・プラント・コントローラ（DPC）
ポンプ・冷凍機の数制御を始め、熱源システムや空調機等のDDCコントローラとして最適な省エネ運転をします。
- (7) 入出力モジュール（IOM）
設備機器とのインターフェース装置で、下記の種類のモジュールが用意されています。
 - ・COMMONモジュール CM
 - ・アナログ入力モジュール AI
 - ・アナログ出力モジュール AO
 - ・アナログ入出力モジュール AIO
 - ・デジタル出力モジュール（トライアック） DO
 - ・デジタル入出力モジュール（トライアック/リレー） DIO
 - ・デジタル入力モジュール DI
 - ・デジタル出力モジュール（リレー） DOR

KAITELCHU1

REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	DR.	CH.	APP.	TITLE	DWG. No.	PAGE
1					田中	寺田	神	中央監視盤機能説明 (1)	R-105048-0 C1	01
2										
3										

JOHNSON
CONTROLS

2. 機器仕様

※1

2-1. オペレータワークステーション (OWS)

a. 制御部

・ CPU	PentiumIII 700MHz
・ メモリ	256MB
・ ハードディスク	10GB
・ ディスケットドライブ	3.5インチ2モード×1ドライブ
・ OS	Windows NT
・ 管理点数	1000点まで対応可能

b. 表示・操作部 ※2

・ 表示装置	カラーLCD (TFT方式)
・ 表示サイズ	12.1インチ
・ 表示色	65000色以上
・ 表示文字数	7500文字 (ANK), (800X600ドット)
・ 文字種類	ひらがな, 漢字 (JIS第1, 第2水準) カナ文字, カナ記号, 英字, 英記号, 数字
・ 操作部	ソフトウェア キーボード/タッチパネル

c. インターホン

・ 通話方式	プッシュイントーク
・ 伝送ケーブル	4線式 (ペアケーブル2本)
・ 形状	盤組込形
・ 子機接続数	最大30台

d. 伝送仕様

・ バス名称	N1バス (イーサネット仕様)
・ バス制御方式	CSMA/CD方式
・ 伝送距離	局間最大2.5km
・ 伝送速度	10Mbps
・ 伝送ケーブル	10BASE5, 10BASE-T
・ 接続局数	最大50台 (OWS, NC)

e. 電源仕様

・ 供給電源	100VAC±10%, 50/60Hz
・ 消費電力	OWS 170VA

・ インターホン	3VA
・ 接地	D種接地以上 (単独)

f. 周囲条件

・ 許容周囲条件	5~35℃, 10~80%RH (結露なきこと)
----------	--------------------------

2-2. ネットワーク・コントローラ (NC)

・ 伝送方式	ホーリング方式 (N2バス)
・ 伝送距離	1.5km (リピータ使用で最大4.5km)
・ 伝送速度	9,600bps
・ 伝送ケーブル	シールド・ツイスト・ペアケーブル (2P) 1本
・ 点数	500点/台
・ 電源仕様	100V/200V AC, 50/60Hz
・ 周囲条件	0~50℃, 10~90%RH (結露なきこと)
・ 消費電力	60VA

2-3. ユニタリーコントローラ (UNT)

・ 入出力仕様	デジタル入出力, アナログ入出力
・ 電源仕様	24VAC, 50/60Hz, 40VA
・ 周囲条件	0~60℃, 10~90%RH (結露なきこと)

※1 本製品は汎用品を使用する為、製品の改廃により最新モデルに変わることがあります。

MICRMETA_02A

REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	'02- 4-25	TITLE	中央監視盤機能説明 (2)
3						DWG. No.	R-105048-0 C1
2						PAGE	02
1							

JOHNSON
CONTROLS

SIZE A3

2-4. 入出力モジュール (IOM)

- ・ モジュール種類
 - コモンモジュール CM: 通信用 (最大24点/台)
 - アナログ入出力モジュール AIO: 6入力、2出力
 - デジタル出力モジュール (トライアック) DO: 8出力
 - デジタル入出力モジュール (トライアック/リレー)
 - DIO: 4入力、最大4出力
 - デジタル入力モジュール DI: 8入力
 - デジタル出力モジュール (リレー) DOR: 4C接点出力
- ・ 電源仕様
 - 24V AC、50/60Hz、最大21.5VA
- ・ 周囲条件
 - 0~50℃、10~90%RH (結露なきこと)

2-5. デジタル・プラント・コントローラ (DPC)

- ・ 入出力仕様
 - デジタル入出力、アナログ入出力
- ・ IOM管理点数
 - 64点/台
- ・ 伝送方式
 - ホーリング方式 (N3バス)
- ・ 伝送距離
 - 1. 2km (DPC-末端モジュール間)
- ・ 伝送速度
 - 9,600bps
- ・ 伝送ケーブル
 - シールド・ツイスト・ペアケーブル (3P) 1本
- ・ 電源仕様
 - 24VAC、50/60Hz、10VA
- ・ 周囲条件
 - 0~50℃、10~90%RH (結露なきこと)

※1 本製品は汎用品を使用する為、製品の改廃により
最新モデルに変わることがあります。

MICRMETA_03B

REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	'02- 4-25	TITLE	DWG.No.	PAGE
3						中央監視盤機能説明 (3)	R-105048-0 C1	03
2								
1								

JOHNSON
CONTROLS

3. 入出力仕様

仕 様	入出力モジュール	接 続 線	現 場 機 器	備 考
1. 動力制御 瞬時出力 (DIOM)			入切 51X 故障信号 52X 運転信号	DC24V用リレー 瞬時出力 300ms 無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上)
2. 動力制御 瞬時出力 (DIO)			入切 51X 故障信号 52X 運転信号	AC24V用リレー 瞬時出力 300ms 無電圧a接点 (接点定格 AC24V 10mA以上)

仕 様	入出力モジュール	接 続 線	現 場 機 器	備 考
3. オンオフ 制御 ラッチ 出力 (DIOL) (DIOE)			入切 52X 運転信号	AC24V用リレー ラッチ出力 (AC250V 3A抵抗負荷C接点) 無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上)
4. ディジタル 出力接点 (DOR)			入切 52X 運転信号	瞬時出力またはラッチ出力 AC200V用リレー (AC250V 5A抵抗負荷C接点) 瞬時出力の場合 300msパルス出力
5. 監視 (DI) (DIB)			51X 故障信号 52X 運転信号	無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上)
6. 警報 (DI) (DIB)			51X 故障信号 52X 運転信号	無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上)

REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	02-4-25	R-105048-0	C1	04
------	------	------	---------	-------	---------	------------	----	----

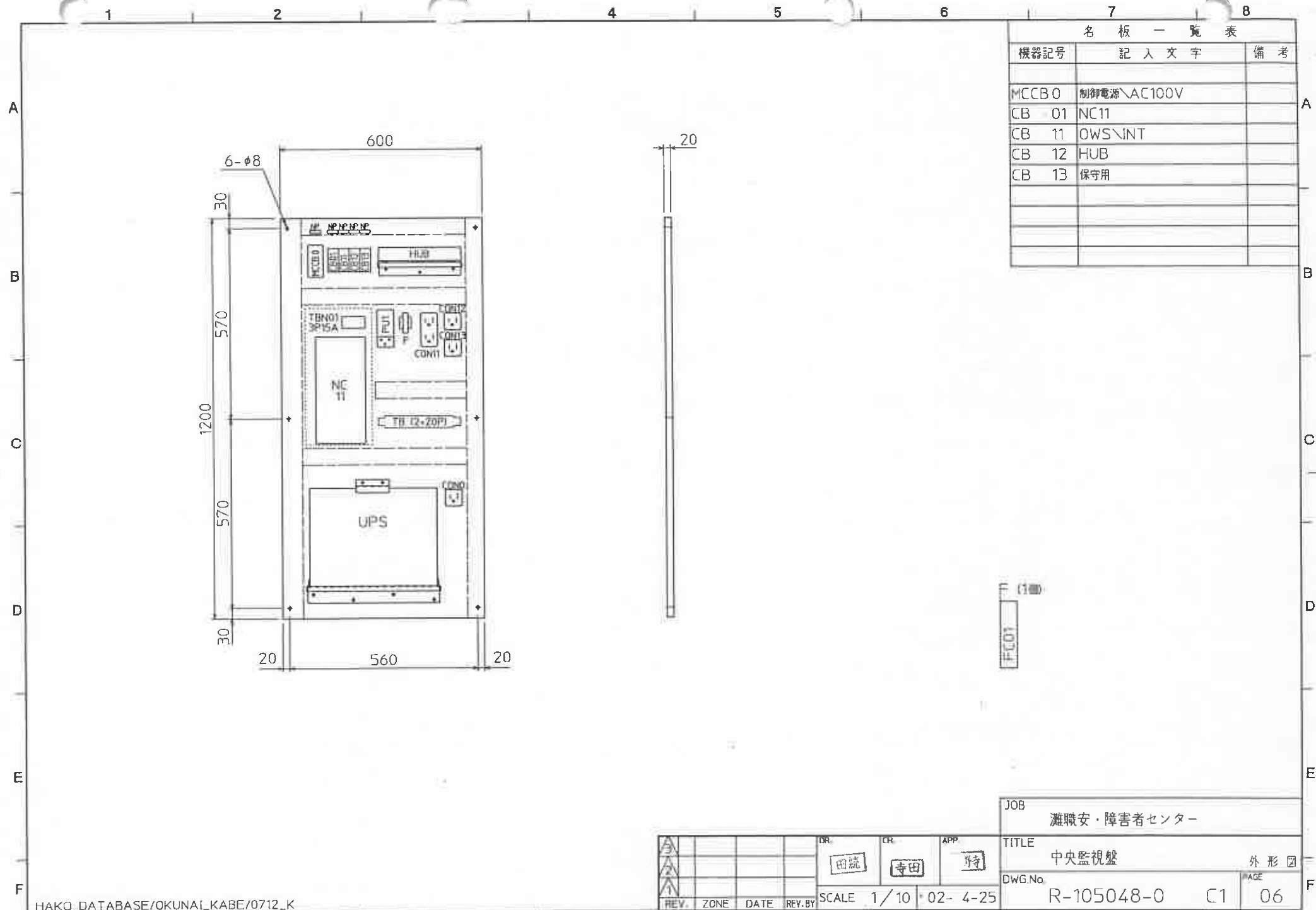
仕 様	入出力モジュール	接 続 線	現 場 機 器	備 考
7. 上下限 警報 {OI} {OIB}			下限信号 上限信号	無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上)
8. 火災区画 {OI} {OIB}			区画信号	無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上)
9. 停復電 {OI} {OIB}			52G 非常電源 供給信号 27X 不足電圧 検電器	無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上) 無電圧c接点 (接点定格 DC24V 10mA以上)

仕 様	入出力モジュール	接 続 線	現 場 機 器	備 考
10. 積算 {OI} {OIB}		シールド線	単位バルス	無電圧a接点 (接点定格 DC24V 10mA以上) 入力最小パルス幅 30ms以上 バルス積算機能付 (最大9, 999, 999)
11. アナログ 入出力 {AIA} {AIO} {AIOB}		シールド線	変換器 DC0/4~20mA出力 DC0~10V出力 シリコンPTCセンサ 当社専用センサ Pt100Ω Pt1000Ω 操作器	圧力、温度、電圧計測等 電流入カインピーダンス 100Ω以下 電圧入カインピーダンス 300kΩ以上 温度計測等 ダンパ、バルブモータ等 電流出カインピーダンス 500Ω以下 電圧出カインピーダンス 1kΩ以上

MICRMETA_05

REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	02-4-25	TITLE	中央監視盤機能説明 (5)	DWG. No.	R-105048-0 C1	PAGE	05
------	------	------	---------	-------	---------	-------	---------------	----------	---------------	------	----

JOHNSON
CONTROLS

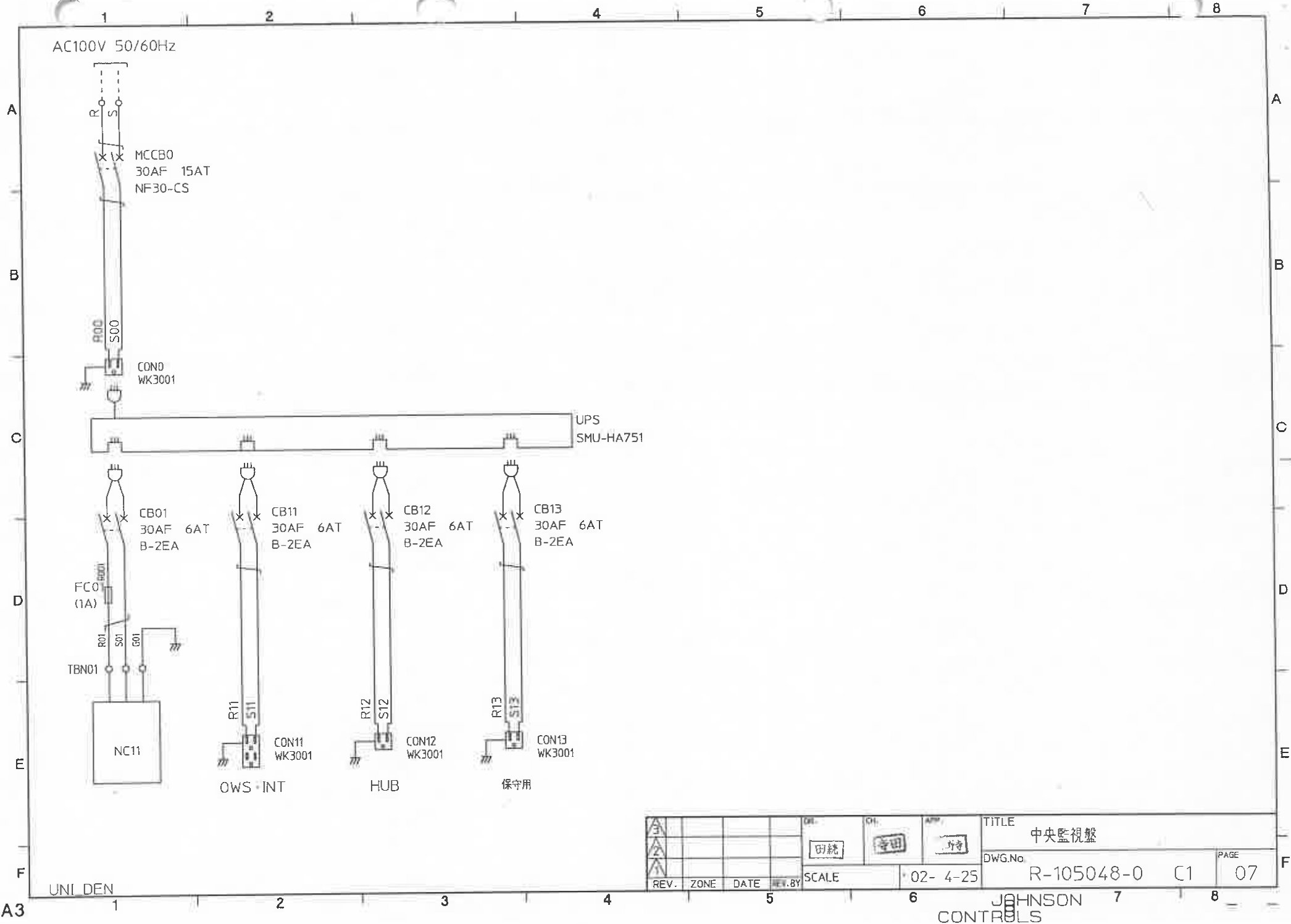


HAKE_DATABASE/OKUNAI_KABE/0712_K

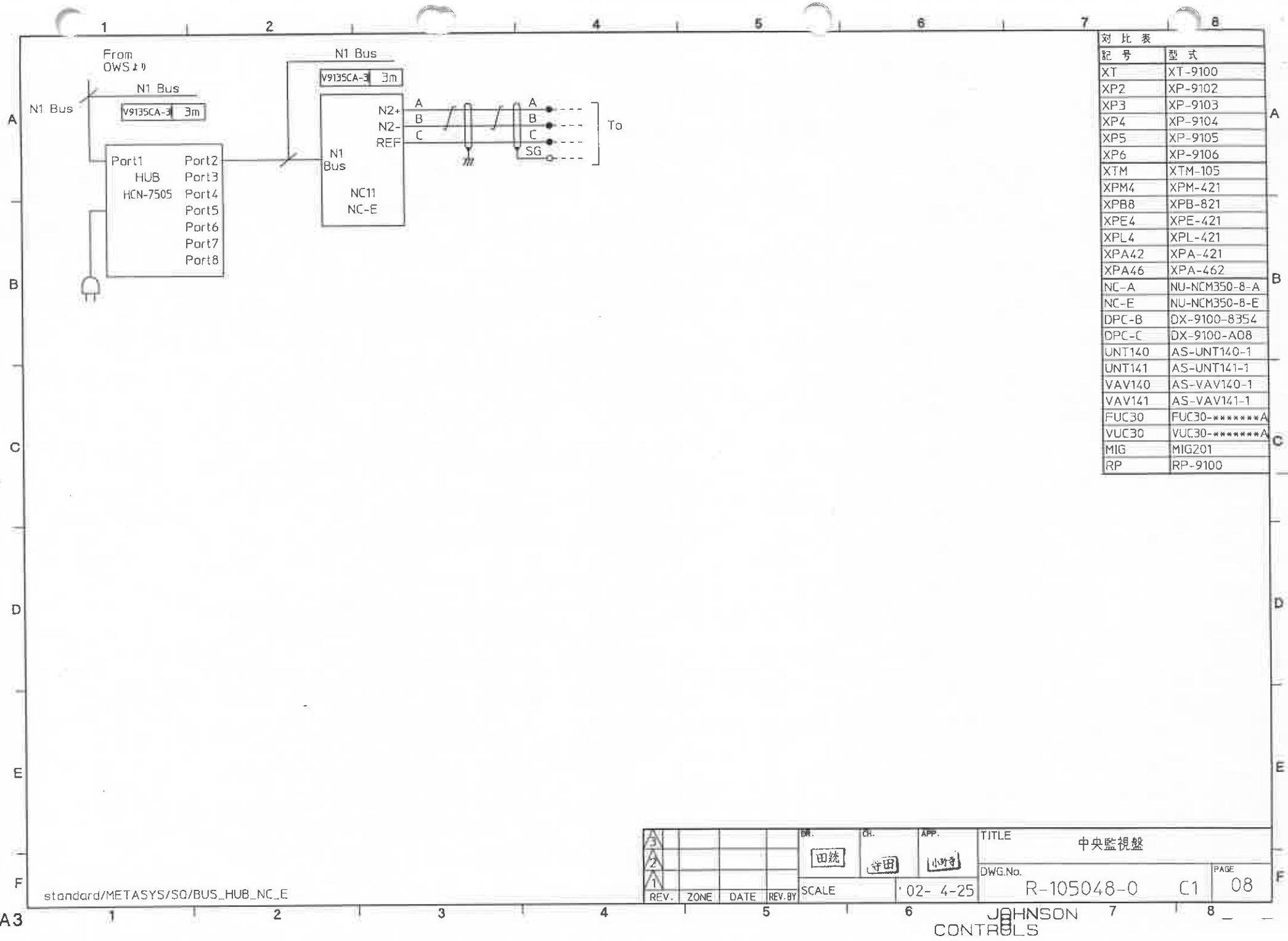
REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	1/10	02- 4-25
DR.	CH.	APP.				
田	寺	待				

JOB	瀬職安・障害者センター
TITLE	中央監視盤
DWG.No	R-105048-0
PAGE	C1 06

JOHNSON
CONTROLS



REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	02- 4-25	TITLE	DWG.No.	PAGE
						中央監視盤	R-105048-0 C1	07

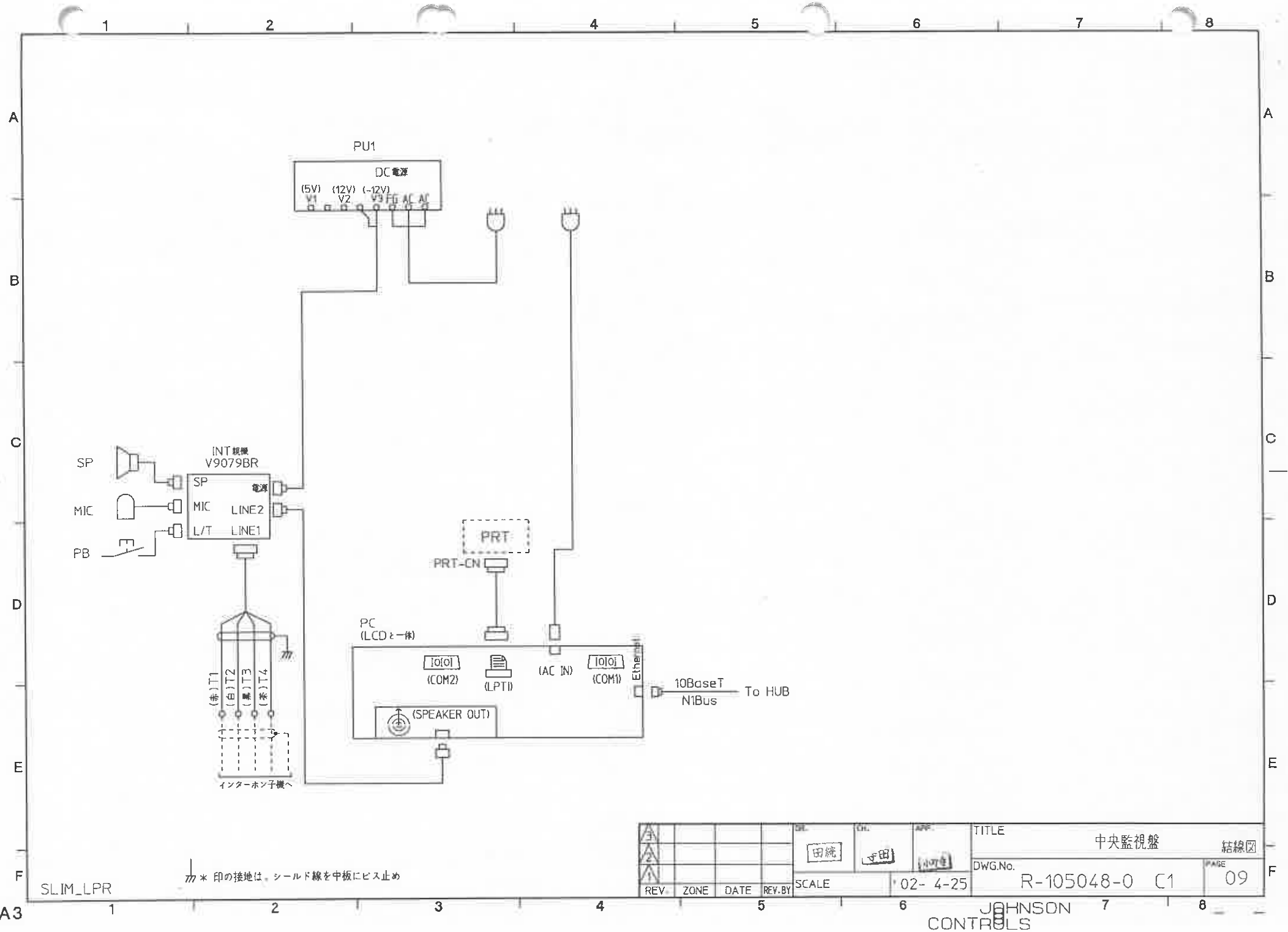


対 比 表	
記 号	型 式
XT	XT-9100
XP2	XP-9102
XP3	XP-9103
XP4	XP-9104
XP5	XP-9105
XP6	XP-9106
XTM	XTM-105
XPM4	XPM-421
XPB8	XPB-821
XPE4	XPE-421
XPL4	XPL-421
XPA42	XPA-421
XPA46	XPA-462
NC-A	NU-NCM350-8-A
NC-E	NU-NCM350-8-E
DPC-B	DX-9100-8354
DPC-C	DX-9100-A08
UNT140	AS-UNT140-1
UNT141	AS-UNT141-1
VAV140	AS-VAV140-1
VAV141	AS-VAV141-1
FUC30	FUC30-*****A
VUC30	VUC30-*****A
MIG	MIG201
RP	RP-9100

standard/METASYS/SO/BUS_HUB_NC_E

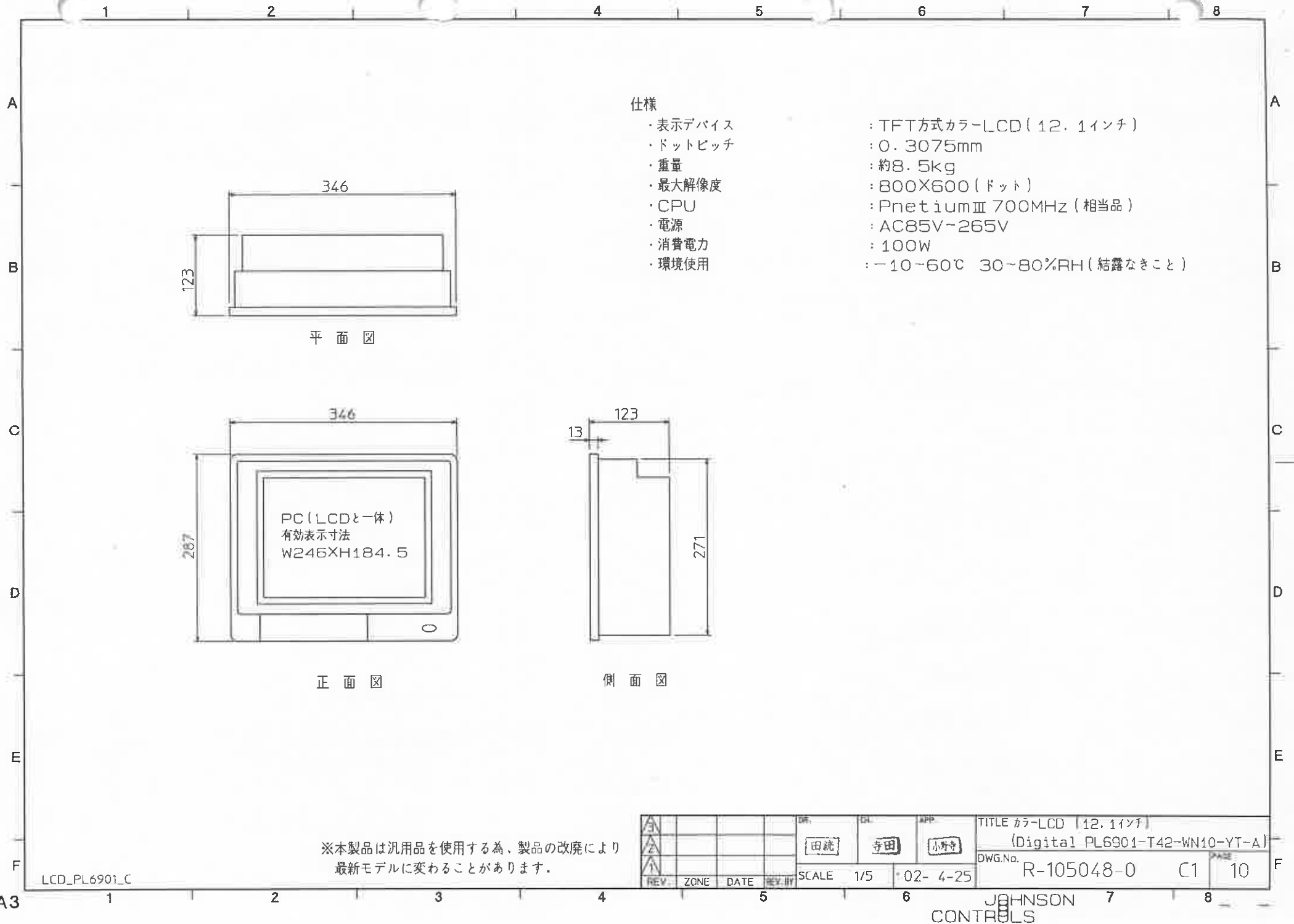
3				DR.	CH.	APP.	TITLE 中央監視盤	
2				田 統	寺 田	小 野 寺	DWG.No. R-105048-0	
1				REV.	ZONE	DATE	REV. BY	PAGE 08
				SCALE		'02- 4-25		

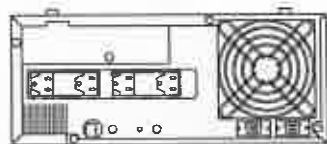
JOHNSON
CONTROLS



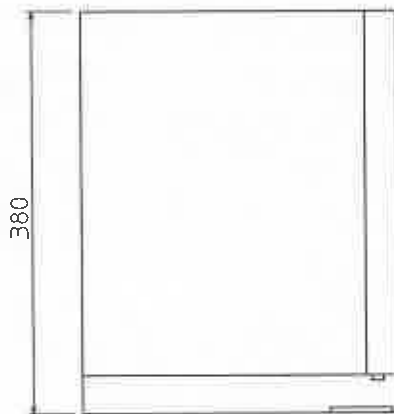
REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	02- 4-25	TITLE	中央監視盤	結線図
						DWG. No.	R-105048-0 C1	PAGE 09

JOHNSON
CONTROLS

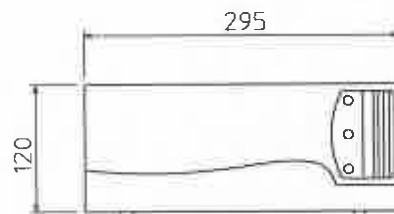




背面図



平面図



正面図



側面図

仕様

- ・給電方式 : マルチプロセッシング給電方式
- ・相数・線数 : 単相2線
- ・電圧範囲 : 80V~144V
- ・周波数 : 50/60Hz±5%
- ・力率 : 0.97以上(定格負荷時)
- ・定格出力容量 : 0.75kVA/0.525kW
- ・定格電流 : 7.5A
- ・電圧・波形 : 100V、正弦波
- ・電圧精度 : ±2%
- ・過渡電圧変動 : 0%→100%負荷急変: 5%以下、±15%入力変動: 5%以下
停電切換: 20%以下、バイパス切換: 10%以下
- ・電圧歪率 : 3%以下(線形負荷) 7%以下(非線形負荷)
- ・過負荷耐量 : インバータ: 120%3秒 バイパス: 1000%半サイクル
- ・バッテリー種類 : シール形鉛蓄電池
- ・容量 : 12V7.2Ah×2個
- ・充電時間 : 約8時間(90%充電時まで/25℃)
- ・停電補償時間 : 5分
- ・通信機能 : Dsub 3pin RS-232Cインターフェース(LanSafe III 対応)
- ・使用環境 : 周囲温度: 0~40℃ 相対湿度: 30~90%(結露なきこと)
- ・騒音 : 40dB以下
- ・冷却方式 : 強制空冷
- ・質量 : 13Kg

UPS_SMU_HA751

A A A A A				DR.	CH	APP.	TITLE		
				田統	寺田	小崎	UPS (サンケン電気 SMU-HA751)		
							DWG.No.	PAGE	
REV.	ZONE	DATE	REV. BY	SCALE	1/5	02- 4-25	R-105048-0	C1	11

JOHNSON
CONTROLS

- E -